



I 建築物 (共同住宅等以外)



1 移動等円滑化経路等

●基本的考え方●

全ての人が建築物を円滑に利用することができるように、建築物の敷地の接する道等から利用居室（等）に至る経路のうちそれぞれ1以上の経路を、段差がなく通行しやすい幅とした経路（移動等円滑化経路等）とする。また、当該利用居室（等）から車椅子使用者用便房に至る経路、当該利用居室（等）から障がい者用駐車区画に至る経路のうちそれぞれ1以上の経路についても移動等円滑化経路等とする。さらに、公共用歩廊の経路についても移動等円滑化経路等とする。

整備基準	
遵守基準	
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。	(1) 同左
<p>ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）を設ける場合</p> <p>道等から当該利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含み、幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p>	<p>ア 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合</p> <p>道等から当該利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p>
<p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等全ての人々が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を設ける場合</p> <p>利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p>	<p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合</p> <p>利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p>
<p>ウ 建築物又はその敷地に障がい者用駐車区画を設ける場合</p> <p>当該障がい者用駐車区画から利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p>	<p>ウ 建築物又はその敷地に障がい者用駐車区画を設ける場合</p> <p>当該障がい者用駐車区画から利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p>
<p>エ 建築物が公共用歩廊である場合</p> <p>その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p>	エ 同左

(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	(2) 同左
--	--------

■整備基準の解説

(1) 移動等円滑化経路等

- アからエまでの経路のうちそれぞれ1以上を高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路とする。
- 移動等円滑化経路等上にある出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、敷地内の通路は、各項目の移動等円滑化経路等の整備基準に適合させる。

→【図 1.1】参照

ア 利用居室（等）までの経路

- 移動等円滑化経路等として、道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室（利用居室）までの経路を挙げている。（利用居室が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）
- ただし、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」においては、地上階又はその直上階のみに利用居室を設ける場合や、地上階又はその直下階のみに利用居室を設ける場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路等としない。
- 「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」には、郵便局、銀行は含まない。その他これらに類するサービス業を営む店舗の例として、美容院、レンタルビデオ屋、損害保険代理店が挙げられる。
- 経路として、道等から不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室等（利用居室等）までの経路を挙げている。（利用居室等が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）
- 「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、全ての階層の利用居室等に至る経路は移動等円滑化経路等とする。

→【図 1.2】参照

イ 車椅子使用者用便房までの経路

- 利用居室から車椅子使用者用便房までの経路は、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、上下の移動に係る部分も含めて移動等円滑化経路等とする。
- したがって、アで利用居室までの経路のうち上下の移動に係る部分が移動等円滑化経路等として除外されていたとしても、その利用居室がある階に車椅子使用者用便房が設置されていない場合は、移動等円滑化の措置がとられた傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設ける必要がある。
- 利用居室等から車椅子使用者用便房までの経路のうち、それぞれ1以上を移動等円滑化経路等とする。

ウ 障がい者用駐車区画までの経路

- 障がい者用駐車区画から利用居室までの経路は、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、上下の移動に係る部分も含めて移動等円滑化経路等とする。
- 障がい者用駐車区画から利用居室等までの経路のうち、それぞれ1以上を移動等円滑化経路等とする。

エ 公共用歩廊

- 公共用歩廊とは、駅等の連絡通路やペDESTリアンデッキなどで、建築物であるものをいい、不特定かつ多数の者が利用し、建築物と一体ではなく独立しているものが対象となる。

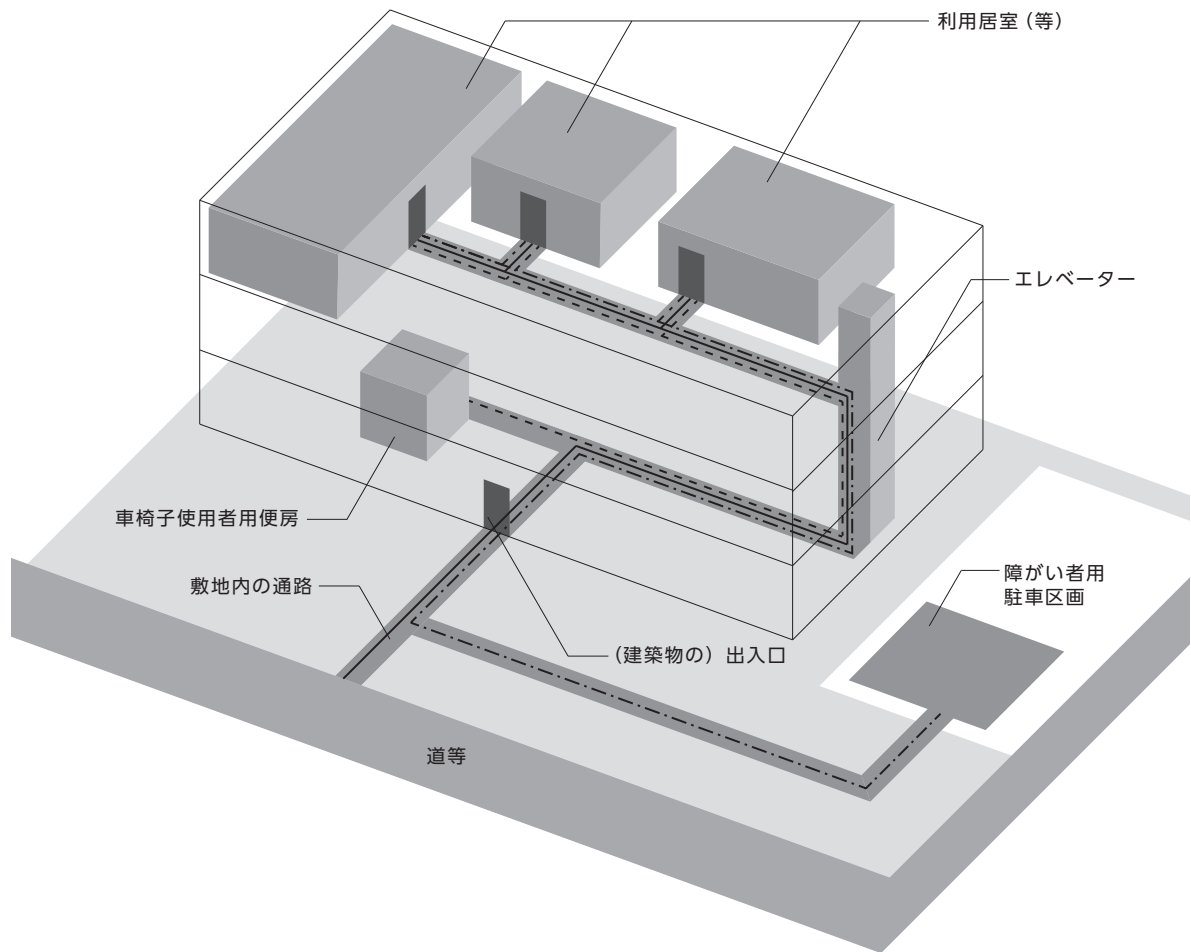
(2) 段差の禁止

- 移動等円滑化経路等上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、移動等円滑化経路等上に階段や段差がある場合には、移動等円滑化の措置がとられた傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を必ず併設する必要がある。

→【図 1.3】参照

《 参 考 図 》

【図1.1】 移動等円滑化経路等



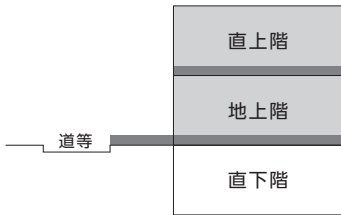
- 道等から利用居室(等)までの経路
- - - - 利用居室(等)から車椅子使用者用便房までの経路
- · - · 障がい者用駐車区画から利用居室(等)までの経路

《 参 考 図 》

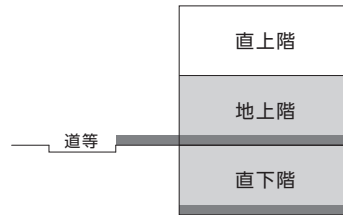
【図1.2】 移動等円滑化経路等とならない上下の移動に係る経路

■ 遵守基準における幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗の道等から利用居室までの移動等円滑化経路等（断面図）

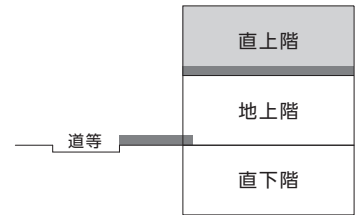
① 地上階とその直上階のみに利用居室がある場合



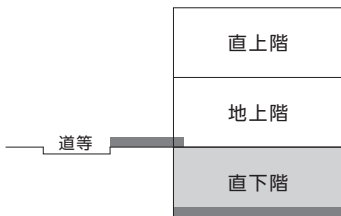
② 地上階とその直下階のみに利用居室がある場合



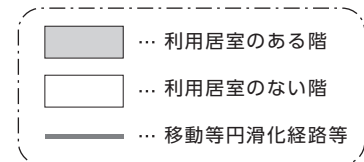
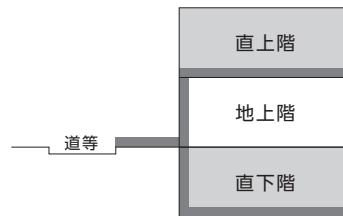
③ 地上階の直上階のみに利用居室がある場合



④ 地上階の直下階のみに利用居室がある場合

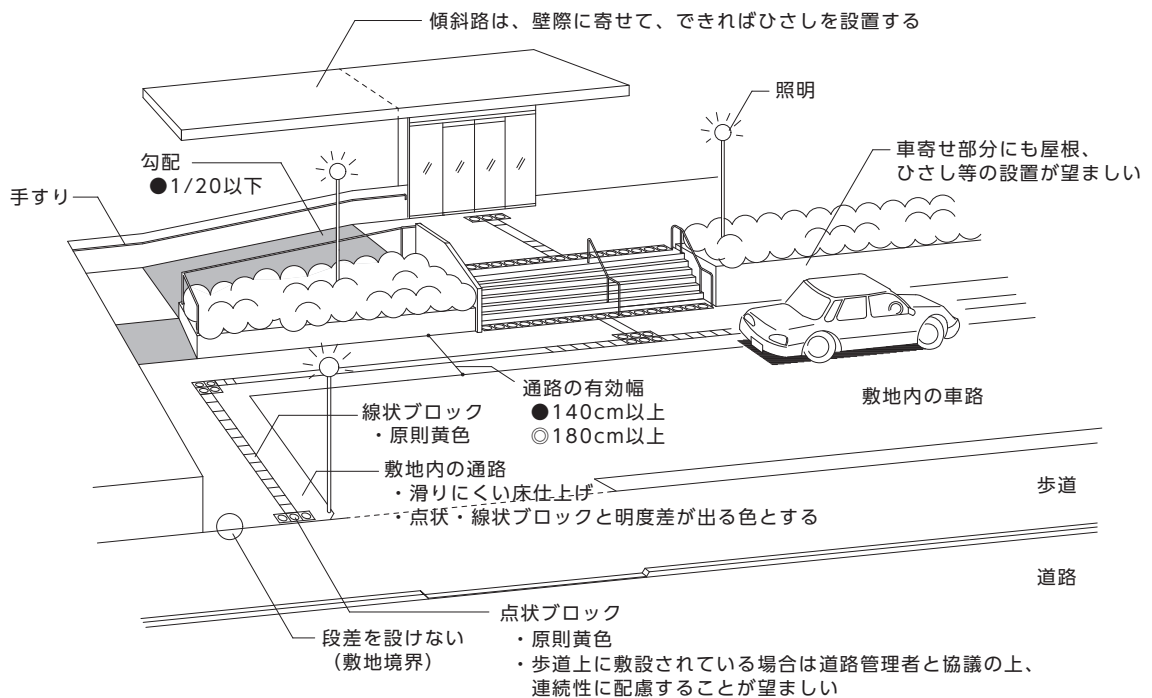


⑤ 地上階の直上階と直下階のみに利用居室がある場合



※ ①～④の場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路等とならない。ただし、車椅子使用者用便房・障がい者用駐車区画を設けた階までの経路は、移動等円滑化経路等となる。また、整備基準の場合は上下の移動に係る部分も移動等円滑化経路等となる。

【図1.3】 移動等円滑化経路等に傾斜路を設けた例



2 出入口

●基本的考え方●

建築物の玄関やメインエントランス等の直接地上へ通ずる出入口、各利用居室等の出入口、車椅子使用者用便房の出入口、障がい者用駐車区画へ通ずる出入口等のうち、移動等円滑化経路等上にある出入口は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう整備する。また、移動等円滑化経路等以外の屋外へ通ずる出入口のうち1以上を、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備する。

整備基準	
遵守基準	
—	(1) 直接地上へ通ずる出入口（移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口を除く。）の1以上は、次に掲げるものでなければならない。
—	ア 幅は、85cm以上とすること。
—	イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。	(2) 同左
(1) 幅は、85cm以上とすること（(2)に掲げるもの並びにエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）	ア 幅は、85cm以上とすること（イに掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）
(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100cm以上とすること。	イ 同左
(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ウ 同左
—	エ 直接地上へ通ずる出入口の付近に、リフト付車両の停車及び車椅子使用者の乗降が可能なスペースを設けるよう、配慮すること。

■整備基準の解説

有効幅	
<ul style="list-style-type: none"> ●移動等円滑化経路等上にある出入口の有効幅は85cm以上とする。ただし、エレベーターの籠及び昇降路の出入口は除く。 ●直接地上へ通ずる出入口の有効幅は100cm以上とする。 ○移動等円滑化経路等を構成する出入口以外の出入口で、直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の有効幅は、85cm以上とする。 ●特定都市施設では、多数の施設利用者がスムーズに通過できる幅員を確保すべきであり、狭い開口部を車椅子で通過するには正確な動作が必要となるため、建物の直接地上へ通ずる出入口の有効幅を100cm以上確保することとする。また、ドアの開閉機構を十分調べた上で、開口寸法、ドア寸法などを決定する。 ●幅は、開放時の有効幅とする。開き戸の場合は戸を開けた状態での幅（戸厚を含めない幅）とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。また、両開き戸の場合は、片側の戸のみの開放時の有効幅とする。 ●設計に当たっては、ドアの開閉機構を考慮した上で、開口寸法、ドア寸法などを決定する。 	<p>→【図 2.1】 【図 2.2】参照</p> <p>→【図 2.3】参照</p> <p>→【図 2.4】参照</p>

<p>戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ●引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ●自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるので配慮を要する。 ●廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障がい者等の通行に安全上支障がないよう、戸幅以上のアルコーブを設けるなど必要な措置を講ずる。 ●車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ●ドアチェックを設ける場合は、開閉速度が調節できるものがよい。 ●ドアハンドルは、車椅子使用者や子どもにも使いやすい高さに設ける。また、握り玉は上肢や手に障がいのある人が使いにくいので避ける。 ●出入口マットは埋込式とする。ハケ状のものは足を取られたり、車椅子のキャスターが沈み込んだりして通行の支障となりやすいので用いない。 ●回転ドアは基本的に車椅子での利用は困難であり、視覚障がい者や歩行困難者も危険が伴いやすいため設けない。気密性の関係からやむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の扉を移動等円滑化経路等の出入口として併設し、視覚障がい者の誘導にも十分配慮する。 ●自動ドアの起動装置は、視覚障がい者、車椅子使用者等の通行に支障なく作動するよう配慮する。 ●戸の前後には、150cm以上の水平部分を設ける。ただし、床面積の合計が500m²以下の店舗等で、敷地の形状等により150cm以上の水平部分を設けることが困難なときは、最低限車椅子使用者が止まって戸を開閉できる水平スペースを設ける。 ●扉ガラス衝突防止やドアに挟まれないよう、ドア走行部で存在検出を行うため、ドア枠の左右かつ安全な高さに安全装置（補助光電センサー）を設置する。 	<p>→【図 2.5】参照</p> <p>→【図 2.6】 【図 2.7】参照</p> <p>→【図 2.8】参照</p> <p>→【図 2.9】参照</p>
<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外部出入口の周辺は雨掛りや、傘の持込み等によりぬれる可能性が大きいので、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ●外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があり、その際にはすりつけを設ける等、車椅子使用者の通行に支障とならない配慮を行う。 	<p>→2cm以下の段差は許容</p>

■望ましい整備

◎全ての出入口を基準に適合させる。

有効幅

◎直接地上へ通ずる出入口及び屋外へ通ずる出入口の有効幅は120cm以上とし、それ以外の出入口の有効幅を90cm以上とする。

◎車椅子使用者の利用が多い施設等では、200cm程度の有効幅をとると、杖使用者の通過や車椅子使用者同士のすれ違いも円滑に行える。

構造

◎有効幅を120cm以上とした直接地上へ通ずる出入口のうち1以上は、戸を自動的に開閉する構造とする。

≪扉への配慮≫

◎扉ガラスには、車椅子あたり（キックプレート）を設け、ガラスの選定に配慮する（割れにくい材料）。

◎扉ガラスには、ガラスが認識できるように衝突防止用のステッカー等を目の高さに設ける。

◎鍵の設置高さや施錠開錠方法に配慮する。

≪自動扉への配慮≫

◎開きは早く、閉はゆっくりとする。

◎非常時対応手動扉を設ける。

≪手動扉への配慮≫

◎開き戸にはなるべく小窓を設ける。また、窓は車椅子使用者や子ども等が容易に利用できる高さ・位置とする。

≪風除室への配慮≫

◎風除室内で自動扉が感知しない空間を長さ100cm以上確保し、車椅子使用者が入った場合でも両側の扉が開くことのない構造とする。

◎必要に応じ手すりを設ける。

◎風除室は、ゆとりのあるスペースとし、方向転換しない計画とする。

≪出入口廻りの配慮≫

◎誘導鈴又は音声誘導装置を設ける。

◎建築物の出入口には屋根、ひさしを設ける。

その他の注意事項

◎玄関ホールに車椅子を常備する。

◎靴を履き替えるところには、高齢者、障がい者等が履き替えしやすいように椅子を常備する。

◎受付カウンターを設ける。

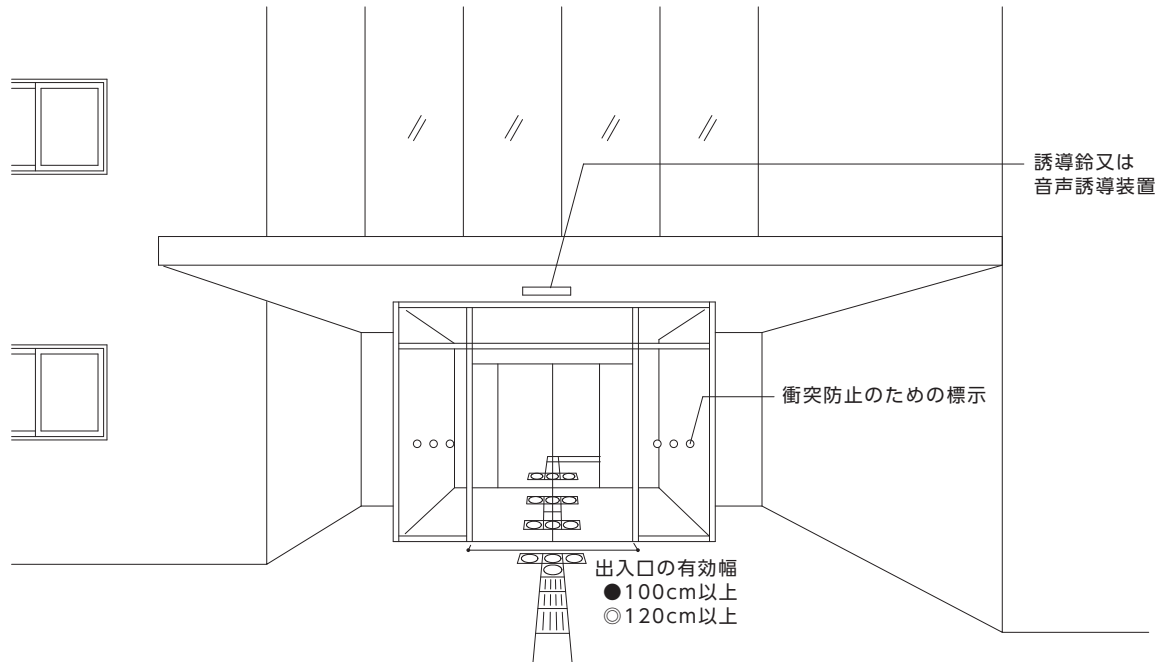
◎受付がない場合は、掲示板等を設けるとともに、聴覚障がい者に配慮したモニター付きインターホンや建物全体を把握できる触知案内図等を設置する。

《出入口幅の比較》

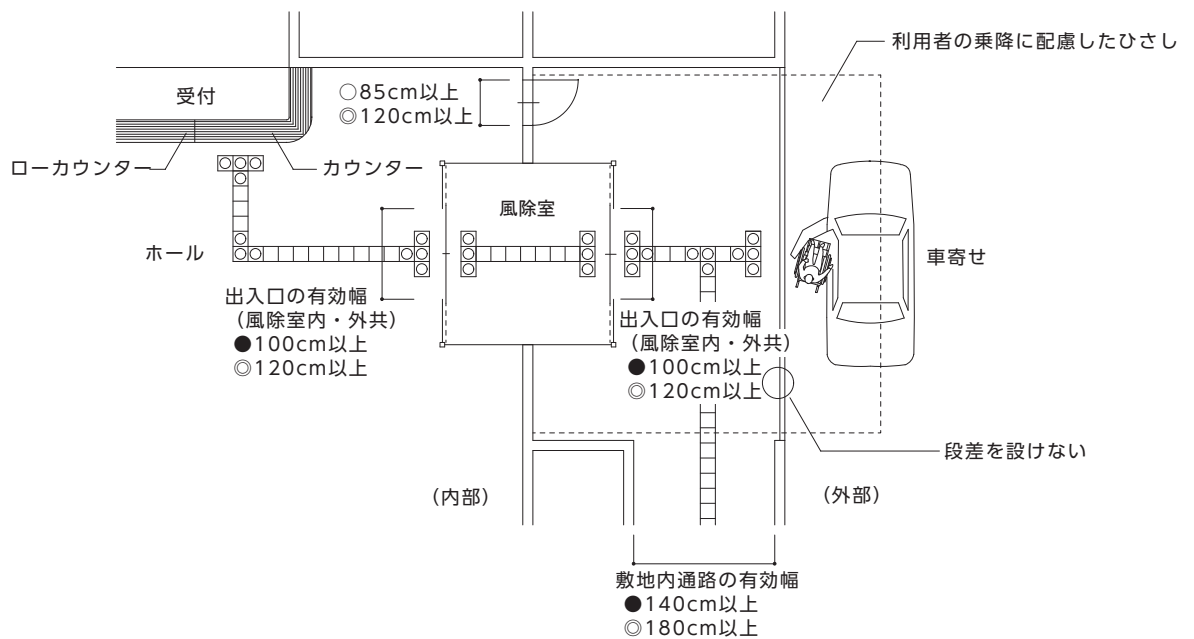
	出入口の種類	遵守基準	整備基準	望ましい整備	整備項目
移動等円滑化経路等	直接地上へ通ずる出入口	100cm 以上	100cm 以上	120cm 以上	2 出入口
	車椅子利用者用便所の出入口	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	
	車椅子利用者用客室の出入口	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	
	エレベーターの籠及び昇降路の出入口 (床面積の合計が 5,000m ² 以下の建築物)	80cm 以上	80cm 以上	90cm 以上	6 エレベーター及び その乗降ロビー
	エレベーターの籠及び昇降路の出入口 (床面積の合計が 5,000m ² を超える建築物)	90cm 以上	90cm 以上	90cm 以上	
	上記以外の移動等円滑化経路等上にある出入口	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	2 出入口
宿泊者特定経路	宿泊施設の一般客室の出入口	80cm 以上	80cm 以上	90cm 以上	10 宿泊施設の客室
一般基準	屋外へ通ずる出入口	—	85cm 以上	120cm 以上	2 出入口
	浴室又はシャワー室の出入口	85cm 以上	85cm 以上	90cm 以上	9 浴室又はシャワー室

《 参 考 図 》

【図2.1】 主要な出入口の例

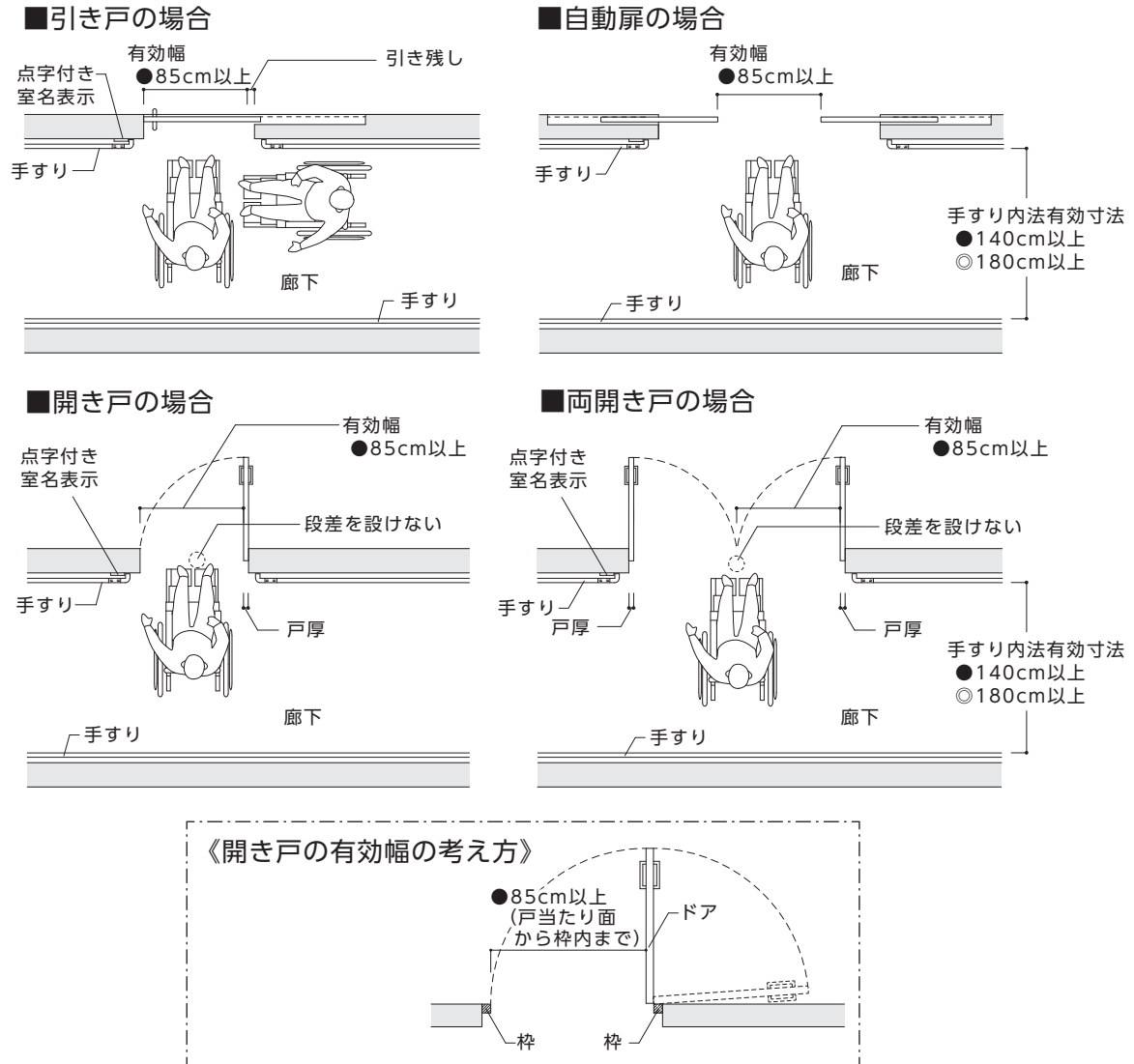


【図2.2】 建物の出入口の例

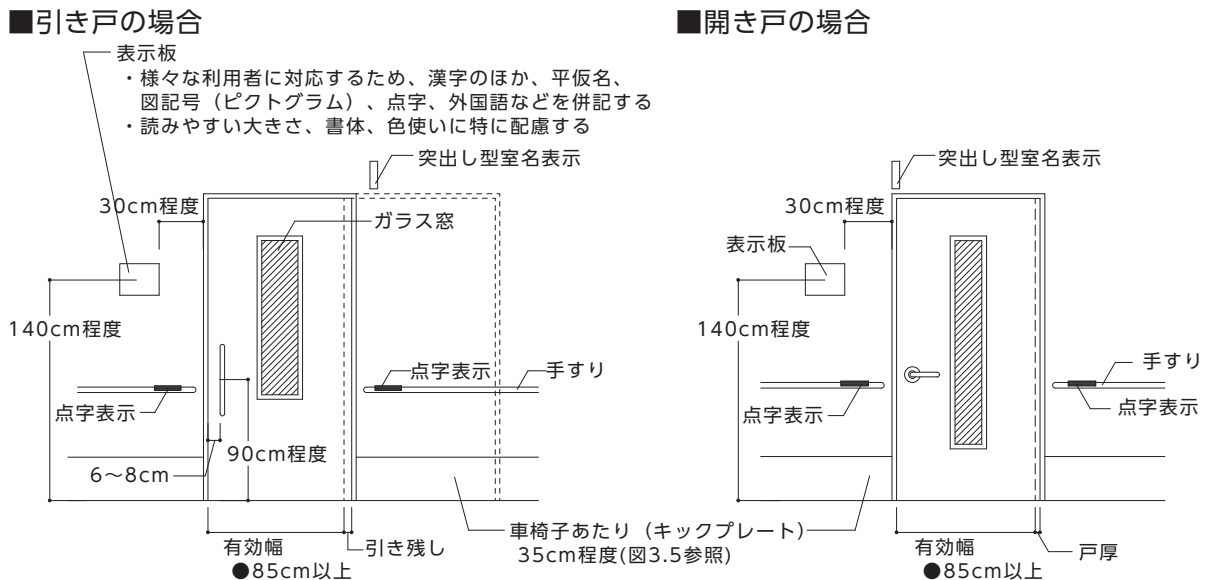


《 参 考 図 》

【図2.3】 戸幅の寸法

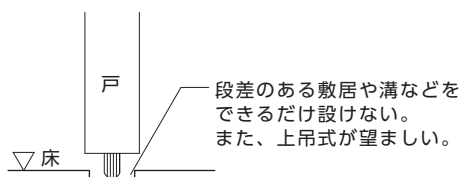


【図2.4】 出入口の例

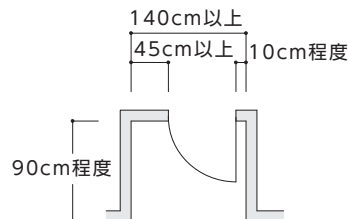


《 参 考 図 》

【図2.5】引き戸への配慮



【図2.6】アルコーブの各部寸法

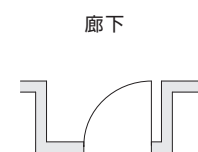
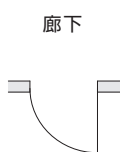


【図2.7】開き戸への配慮

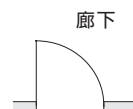
■内開き ○

■外開き(アルコーブ付き) ○

■外開き ×



アルコーブの設置
(アルコーブスペースの
開口は広い方が開けやすい)

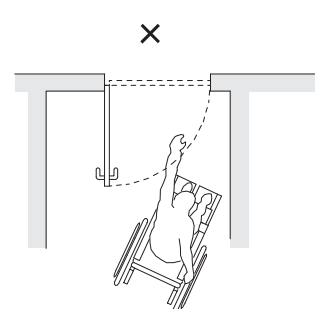
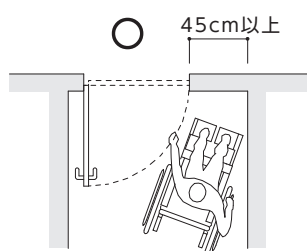
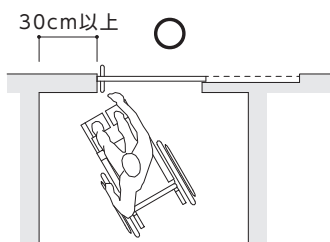


※外開き戸は、高齢者、障がい者等の利用を考慮すると好ましくない。そのため建築基準法施行令第118条で内開き戸が禁止されている建築用途にあって外開き戸を設置する際にはアルコーブを設ける等の配慮が必要である。

【図2.8】車椅子使用者のための開閉スペースの設置

■引き戸の場合 ○

■開き戸の場合 ○



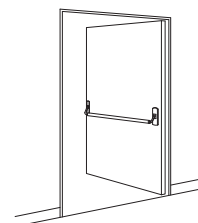
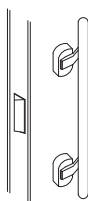
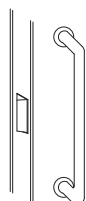
※袖壁は、引き戸の場合は30cm以上、開き戸の場合は45cm以上を確保すると、車椅子使用者が戸を開閉しやすい。また、必要となる袖壁と開閉スペースは、戸の開閉機構、取っ手の形状、周囲の状況等によって異なるため、設計に当たってはそれらを考慮した上で、袖壁と開閉スペースを確保する。

【図2.9】取っ手の使いやすさ

■棒状 ○

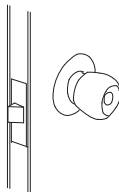
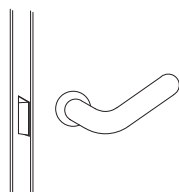
■プッシュプルハンドル ○

■パニックバー ○



■レバーハンドル ○

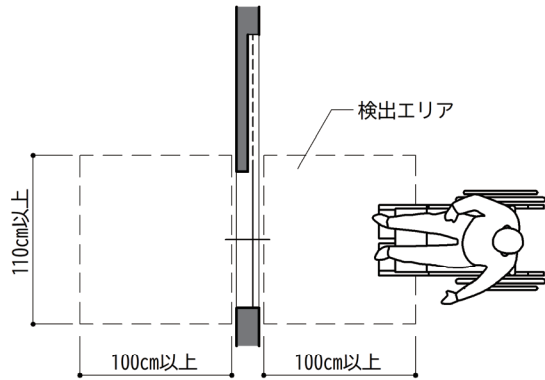
■握り玉 ×



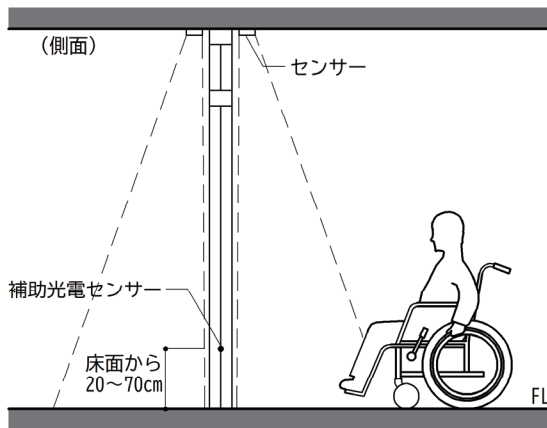
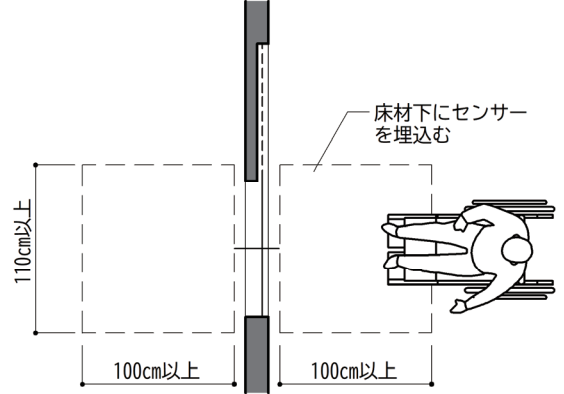
《 参 考 図 》

【図2.10】 自動式引き戸の例（有効幅員80cmの場合）

■ 光線式反射スイッチ（平面）

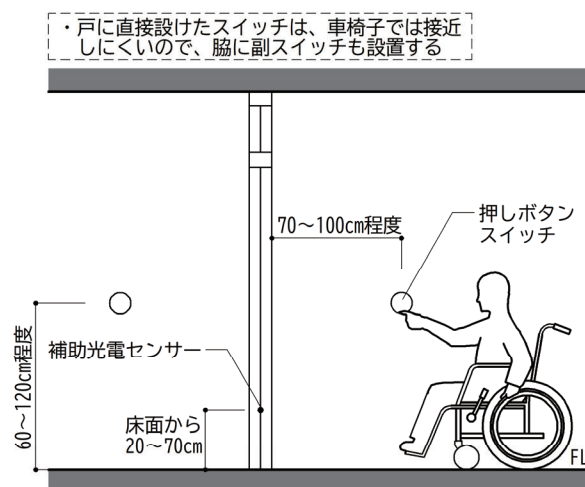


■ 床埋込センサー式スイッチ

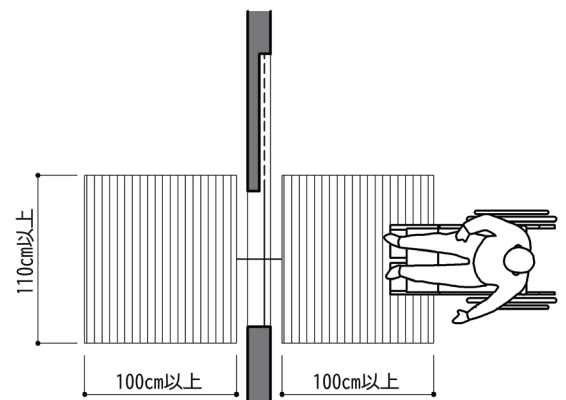


※透過型の光線スイッチもあるが、主として工場、倉庫等で開口が広い場合に使われる

■ 押しボタンスイッチ



■ マットスイッチ



3 廊下等

●基本的考え方●

廊下等は建築物内を円滑に利用するための最も重要な部分であり、最低限車椅子使用者と歩行者がすれ違うことができ、車椅子使用者が転回できるだけの幅が必要となる。また、視覚障がい者の利用に配慮し、階段の上下端及び傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設する。

整備基準	
遵守基準	
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。
ア 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ア 同左
イ 階段の上下端又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)には、視覚障がい者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。	イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障がい者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。
(ア) 勾配が 1/20 以下である傾斜がある部分の上端に近接するもの	(ア) 同左
(イ) 高さが 16cm 以下であり、かつ、勾配が 1/12 以下である傾斜がある部分の上端に近接するもの	(イ) 同左
(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの	—
(エ) 階段の下端に近接する廊下等の部分であって、当該廊下等の部分に点状ブロック等を敷設することにより、施設の利用に特に支障を来すもの	—
(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	(2) 同左
ア 幅は、140cm 以上とすること。	ア 同左
イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	イ 同左
ウ 授乳及びおむつ交換のできる場所を 1 以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと(他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。)	ウ 同左
エ 必要に応じて手すりを設けること。	エ 同左

■整備基準の解説

◆一般基準

(1) ア 床面

- 滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない床材料を使用する。カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料の部分と同一レベルとなるように敷き込む。
- 特に表面がぬれるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。
- 廊下のような歩行空間では、室内に比べて移動の速度も比較的速く、小さな段差や段数の少ない階段は、その存在に気付かず、つまずいたり、踏み外したりして危険であるので避ける。

イ 点状ブロック等

- 視覚障がい者に階段及び傾斜路の位置を知らせるためのものである。
- 階段の上下端及び傾斜路の上端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。
- ただし、勾配が 1/20 以下である傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm 以下であり、かつ、勾配が 1/12 以下である傾斜がある部分の上端に近接するもの、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものについては、この限りでない。
- 主として自動車の駐車のために供する施設についても、階段の上下端及び傾斜路の上端に近接する部分には点状ブロック等を敷設する。
- 主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障がい者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、点状ブロック等の敷設が利用者の利用に特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどして段を識別しやすくし、注意を喚起すること等でも可とする。
- 傾斜路に併設する階段は、〔4 階段〕に定める構造とする。
- 車椅子で転回動作を行う可能性のある部分、例えば室の出入口及びエレベーターの出入口に接する部分は水平（1/100 程度の水勾配は許容）とし、傾斜路には設けない。

→建築物編基本的考え方 P13～14 参照

◆移動等円滑化経路等

- 床面には段差を設けないこと。

(2) ア 有効幅

- 歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違える幅が 140cm 以上である。
- 幅のとり方については、手すり、排水溝等を設置する場合はその内法有効寸法である。

→【図 3.1】参照

イ 戸

- 〔2 出入口〕の整備基準の解説「戸」を準用する。

ウ 授乳及びおむつ交換場所

- 〔22 子育て支援環境の整備〕を参照。

エ 手すり

- 施設利用者の利便上、必要に応じて（ただし傾斜路部分には必ず）手すりを設置し、〔21 手すり〕に定める構造とする。

■望ましい整備

◎全ての廊下を基準に適合させる。

有効幅

◎有効幅は 180cm 以上とする。

→【図 3.2】参照

戸

◎廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障がい者等の通行に安全上支障がないよう、戸幅以上のアルコーブを設けるなど必要な措置を講ずる。

→【図 2.6】
【図 2.7】参照

◎戸は、衝突防止のため、廊下等の曲がり角部分から十分に離れた位置に設置する。

突出物

◎原則として突出物を設けない。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行の支障とならないよう必要な措置を講ずる（高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は突き出し部分を 10cm 以下とする。）。

→【図 3.3】参照

手すり

◎手すりは、開口部分等についても設置するよう配慮し、できるだけ連続性を確保する。

→【図 3.4】参照

壁仕上げ

◎壁仕上げは手触りのよいものとする。

◎壁面には、床上 35cm 程度まで車椅子あたり（キックプレート）を取り付ける。

→【図 3.5】参照

◎曲がり角部分には「隅切り」又は「面取り」を設けたり、鏡を設けるなどにより、危険防止の配慮をする。

→【図 3.6】参照

◎床から壁の立ち上がり境を視認しやすくするため、床仕上げ材料と壁は、明度、色相、又は彩度の差の大きいものとする。

その他の注意事項

◎階段の上下端に近接する廊下等の部分には、視覚障がい者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を 2 列敷設する。

◎傾斜がある部分の下端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を設ける。

◎休憩のためのスペース及び設備を適切な位置に設ける。（例：腰掛け等を設置）

◎照明は、むらのない、通行に支障のない明るさとする。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置する。

◎衝突のおそれのある箇所には、安全ガラス等を用いる。

◎主な部屋の出入口では、両側の手すり及び取っ手側の壁面の高さ 140cm 程度の位置に室名などを点字で表示する。

→JIS T 0921 参照
（資料編 P2-1 参照）

◎部屋の入口左右の手すりの一定の位置に室名の墨字と点字を表示する。

→JIS T 0921 参照
（資料編 P2-1 参照）

◎部屋番号については、浮き出し文字（一般の数字を浮き出しにして触察できるようにしたもの）により、分かりやすい位置に表示する。

◎防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車椅子使用者等の通行が可能な構造とする。

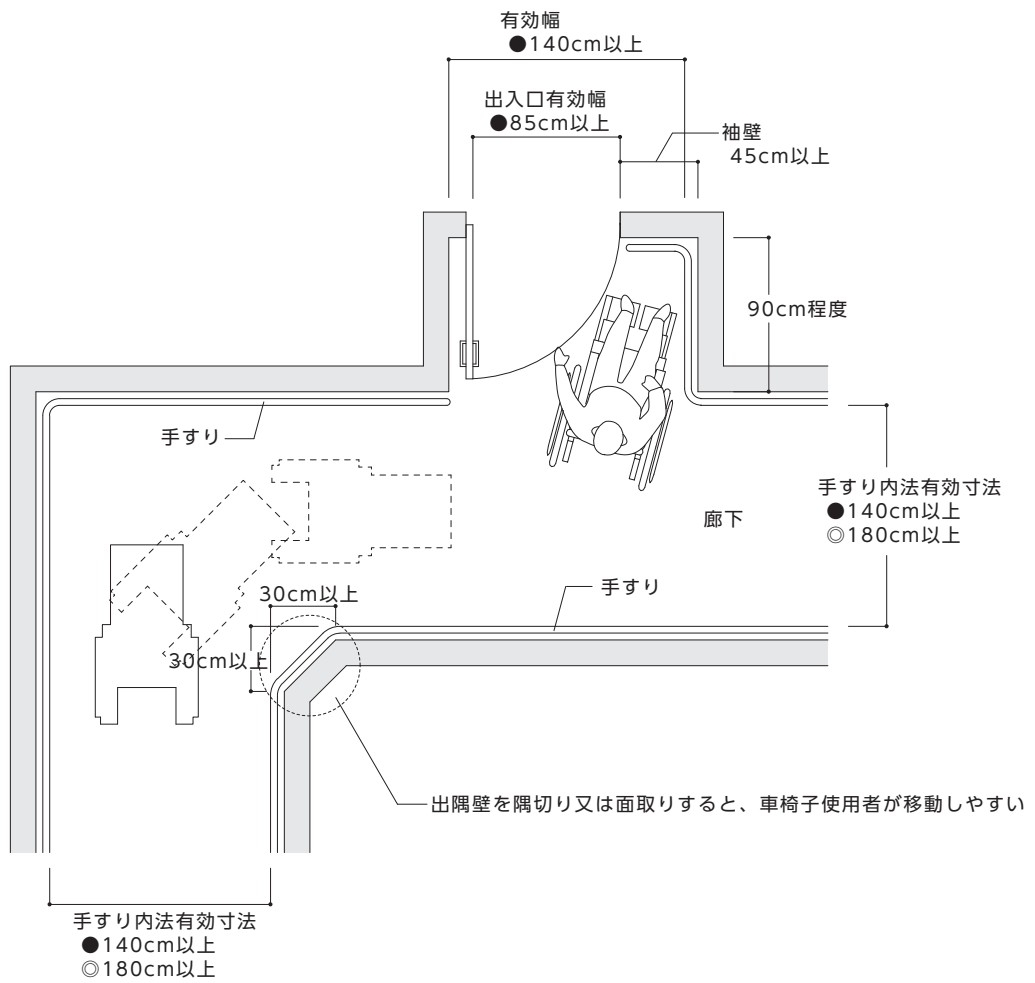
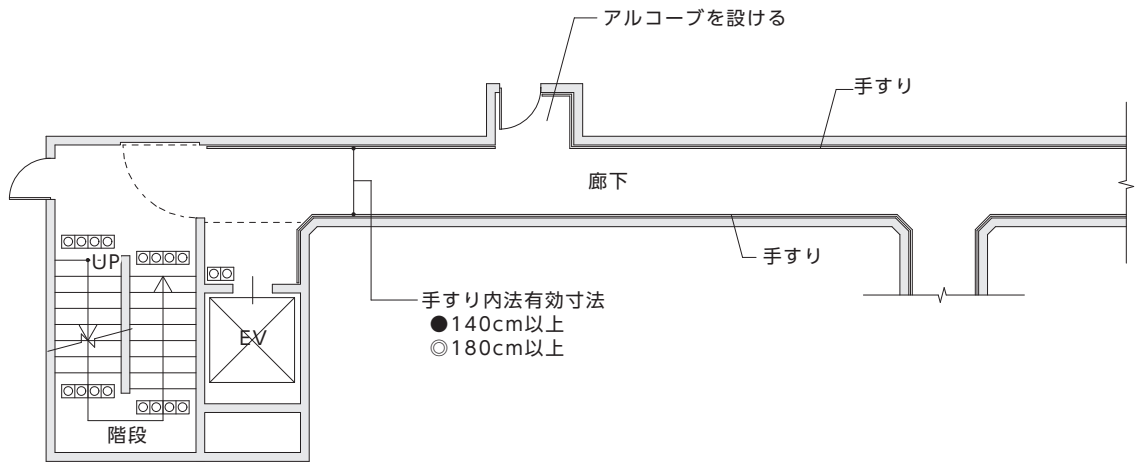
→〔28 緊急時の設備・施設〕参照

《廊下幅の比較》

	遵守基準	整備基準	望ましい整備	整備項目
一般基準	—	—	180cm 以上	3 廊下等
移動等円滑化経路等	140cm 以上	140cm 以上	180cm 以上	3 廊下等

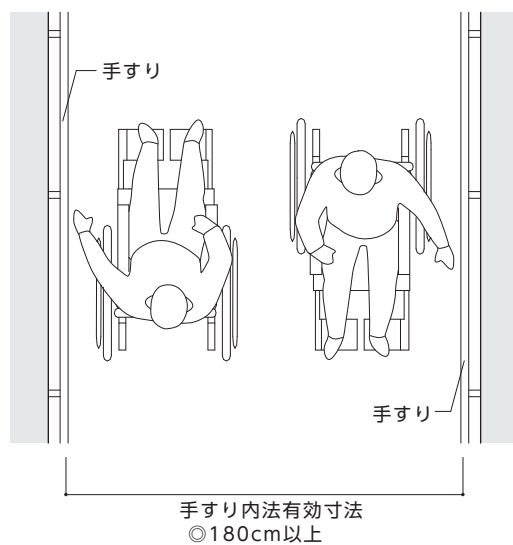
《 参 考 図 》

【図3.1】廊下の基本的な考え方

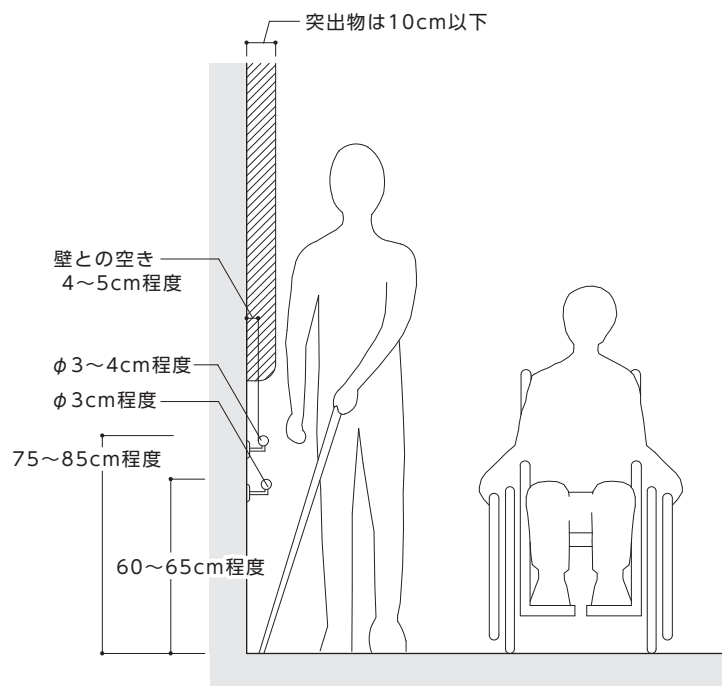


《 参 考 図 》

【図3.2】 車椅子使用者同士がすれ違える寸法
(車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法)

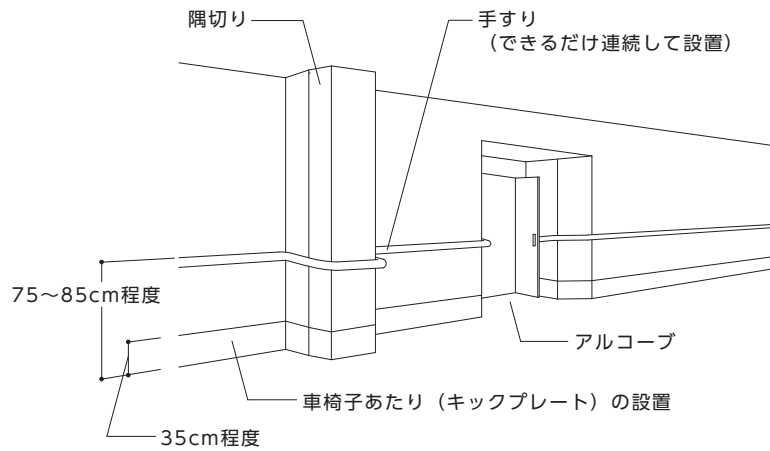


【図3.3】 壁面の配置例

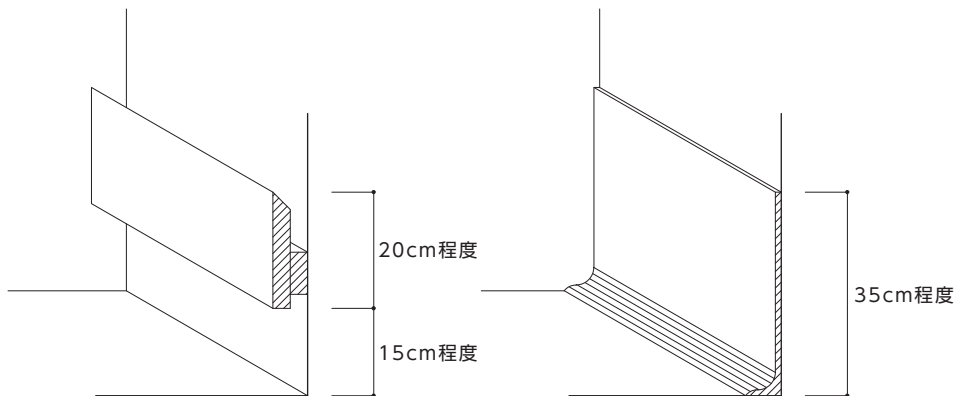


《 参 考 図 》

【図3.4】廊下に柱型等が出ている場合の手すりの設置例

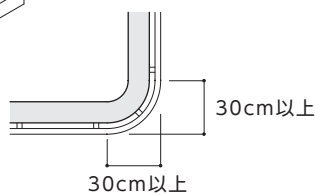
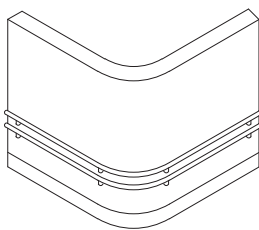


【図3.5】車椅子あたり (キックプレート) の設置例

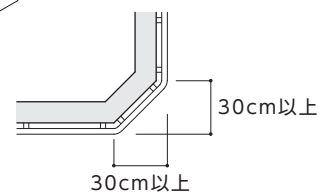
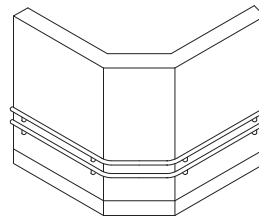


【図3.6】廊下の角の例

■面取り



■隅切り



4 階段

●基本的考え方●

階段は、高齢者、杖使用者、視覚障がい者等の安全かつ円滑な通行を配慮した構造とする。

整備基準	
遵守基準	
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。
ア 段がある部分に、手すりを連続して設けること。	ア 踊り場を含めて、手すりを連続して設けること。
イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	イ 同左
ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。	ウ 同左
エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	エ 同左
オ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合、段がある部分と連続して手すりが設けられているものである場合又は 250cm 以下の直進のものである場合においては、この限りでない。	オ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が 250cm 以下の直進のものである場合においては、この限りでない。
カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	カ 同左
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段のうち 1 以上は、(1) に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。	(2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段のうち 1 以上は、(1) に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
ア 段がある部分及び踊り場の両側に手すりを連続して設けること。	ア 同左
イ 蹴上げの寸法は 18cm 以下、踏面の寸法は 26cm 以上とすること。	イ 同左
ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10cm を限度として、ないものとみなす。）は、120cm 以上とすること。	ウ 同左
(3) (2) の規定は、6 の項〔エレベーター及びその乗降口ビー〕(1) に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障がい者等が利用する階段については、この限りでない。	(3) (2) の規定は、6 の項〔エレベーター及びその乗降口ビー〕に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障がい者等が利用する階段については、この限りでない。

■整備基準の解説

◆階段

(1) ア 手すり

- 手すりは片麻痺者等の利用を考慮すると、階段の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、少なくとも片側に連続して設ける。
- 段がある部分には、連続して手すりを設ける。階段のうち1以上は、踊り場にも連続して手すりを設ける。
- 踊り場を含め、連続して手すりを設ける。階段のうち1以上は、踊り場も含め両側に連続して手すりを設ける。
- 手すりは断面が円形又は楕円形とし、壁面から4～5cm程度の空気を確保する。この空き寸法は、手すりと壁の間に手が滑り込まないで、しかも手すりをつかみやすいものとするのに必要な寸法である。
- 手すりは、〔21 手すり〕に定める構造とする。

→【図 4.1】
【図 4.2】参照

→【図 21.1】参照

イ 床面

- 階段の床面仕上げは、滑りにくいものとする。特に表面がぬれるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。

ウ 踏面

- 段鼻に滑り止めを設けることが有効であるが、滑り止めは金属製のものは杖が滑るので避け、踏面及び蹴込み板の面とそろえてつまずきにくい構造とする。
- 踏面は、段鼻（滑り止め）の色と明度の差の大きい色とする等により、段を識別しやすいものとする。

エ 形状

- 蹴込みは2cm以下とする。
- 蹴込み板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。
- 段鼻を突き出すとつま先がひっかかりやすいので、突き出しは設けない。
- 杖の転落を防止するために、立ち上がり（2cm以上）を設ける。

→【図 4.3】参照
→【図 4.4】参照
→【図 4.5】参照

オ 点状ブロック等

- 視覚障がい者に階段の位置を知らせるためのものである。
- 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等を敷設する。
- ただし、階段が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合、又は段のある部分と連続して手すりが設けられているものである場合においては、この限りでない。
- 階段の上下端に近接する廊下等の部分に敷設する点状ブロック等については〔3 廊下等〕において規定している。
- 点状ブロック等は、視覚障がい者が手すり付近を歩く際にも踏み外さないよう、階段の幅いっぱいに敷設する。
- 階段が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられているものである場合、又は段のある部分と連続して手すりが設けられているものである場合を含め、段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等を敷設する。
- ただし、踊り場の長さが250cm以下の直進のものである場合はこの限りでない。
- 主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障がい者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、点状ブロック等の敷設が利用者の利用に特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどして段を識別しやすくし、注意を喚起すること等でも可とする。

→建築物編基本的考え方 P13 参照

<p>カ 回り階段</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主たる階段は、回り階段とはしない。ただし、改修等で既存の回り階段以外の階段を新たに設けることが構造上困難である場合等はこの限りでない。 ●回り階段は、昇降動作と回転動作が同時に発生し、歩行困難者の危険の度合いが高まるとともに、視覚障がい者にとっても、踏面幅が内側と外側で異なり、段を踏み外すおそれがある。 	→【図 4.6】参照
<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障がい者等がぶつかる危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなどの安全に配慮した措置を講ずる。 ●松葉杖使用者等がスムーズに利用できるための幅員を確保する。 	→【図 4.7】参照
◆階段のうち1以上	
<p>(2) イ 形状</p> <ul style="list-style-type: none"> ●蹴上げの寸法は 18cm 以下とし、踏面の寸法は 26cm 以上とする。同一の階段においては同一寸法を原則とする。 	→【図 4.3】参照
<p>ウ 有効幅</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歩行困難者が円滑に通行できる幅は 120cm 以上となっている。 	
◆除外規定	
<p>(3) 除外規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(2)の規定は、〔6 エレベーター及びその乗降ロビー〕の移動等円滑化経路等の基準を満たす設備を併設する場合には、適用しない。ただし、病院・老人ホームなどの主として高齢者、障がい者等が利用する階段には適用する。 	

■望ましい整備

◎全ての階段を基準に適合させる。

手すり

- ◎手すりは両側に連続して設ける。
- ◎手すりは、利用者が使いやすいよう、幼児や児童が多く利用すると見込まれる施設などは必要に応じて2段とする。
- ◎2段の場合は高さ75～85cm程度及び60～65cm程度に設ける。
- ◎階段の始点・終点の手すり部分には、点字や浮き彫りの数字により階を表示する。
- ◎階段の幅が300cmを超える場合は、中央にも手すりを設置する（高さ100cm以下の階段を除く）。
- ◎階段の上端部分の手すり端部及び踊り場部分の手すり端部には45cm以上、階段の下端部分の手すり端部には30cm以上の水平部分を設け、廊下の手すりと連続させる。

形状

- ◎回り階段は設けない。
- ◎蹴上げは16cm以下、踏面は30cm以上とする。
- ◎階段は、杖の転落を防止するために両側を側壁とするか、立ち上がり（5cm以上）を設置する。

→【図 4.3】参照

有効幅

- ◎階段及び踊り場の有効幅は、150cm以上とする（2本杖使用者が昇降しやすい寸法）。

その他の注意事項

- ◎適宜、足元灯・非常用照明装置を設置する。
- ◎照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとする。
- ◎外壁に面する階段においては、自然光が入る小窓等を設け、採光に配慮する。
- ◎床面や壁面に大きめの算用数字で階数番号を表示する。
- ◎避難階段等には車椅子使用者の一時避難スペースを確保する。
- ◎折り返し階段の屈曲部には、聴覚障がい者等が安全に通行できるよう、衝突を回避するための鏡を設ける。

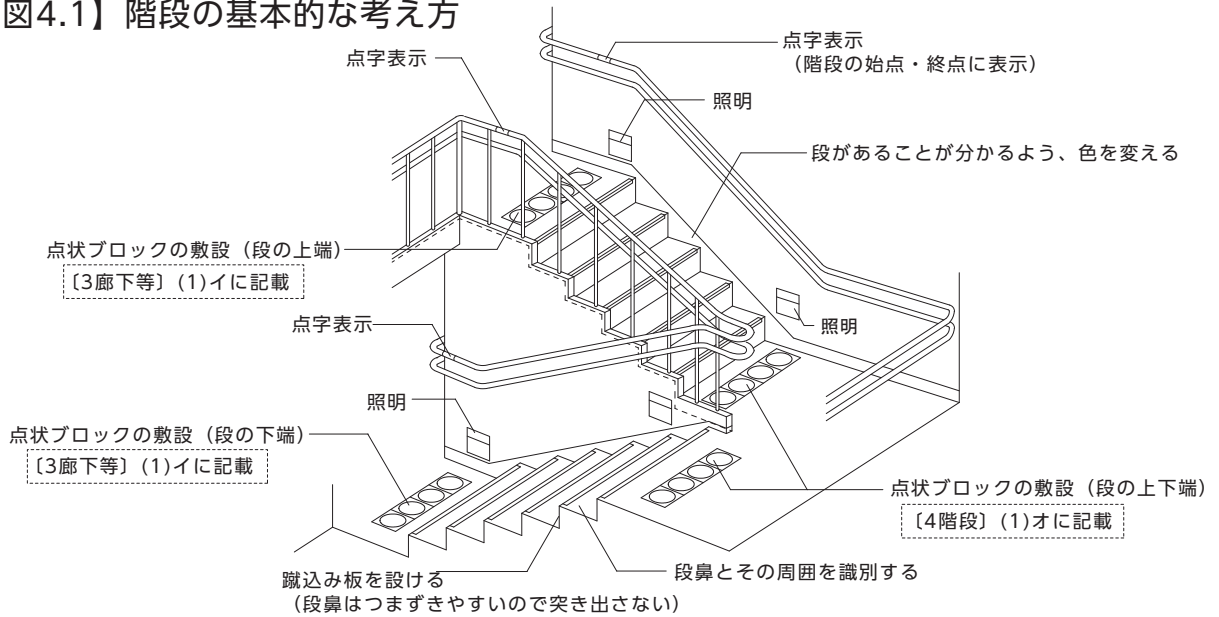
→〔28 緊急時の設備・施設〕参照

《階段の一般基準の比較》

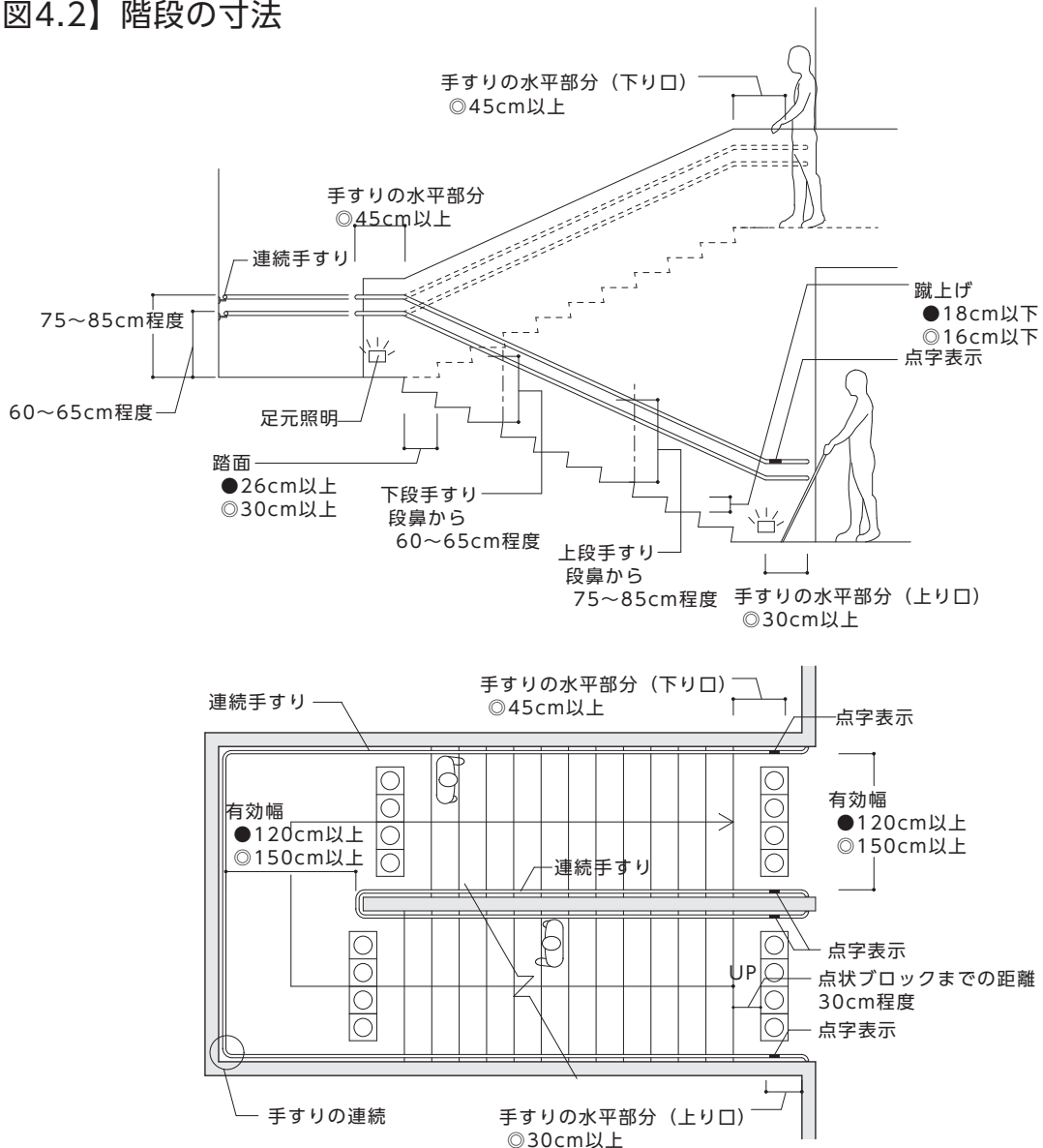
	遵守基準	整備基準	望ましい整備	整備項目
手すり	段がある部分に連続して設ける	踊り場を含め、連続して設ける	両側に連続して設ける	4 階段 21 手すり
手すり（1以上の階段）	段がある部分及び踊り場の両側に連続して設ける	段がある部分及び踊り場の両側に連続して設ける	段がある部分及び踊り場の両側に連続して設ける	4 階段 21 手すり
蹴上げ（1以上の階段）	18cm以下	18cm以下	16cm以下	4 階段
踏面（1以上の階段）	26cm以上	26cm以上	30cm以上	4 階段
階段の幅（1以上の階段）	120cm以上	120cm以上	階段及び踊り場の有効幅150cm以上	4 階段

《 参 考 図 》

【図4.1】 階段の基本的な考え方

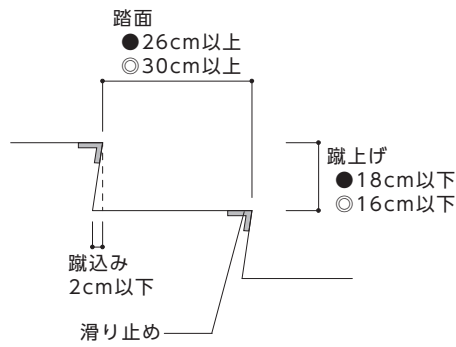


【図4.2】 階段の寸法

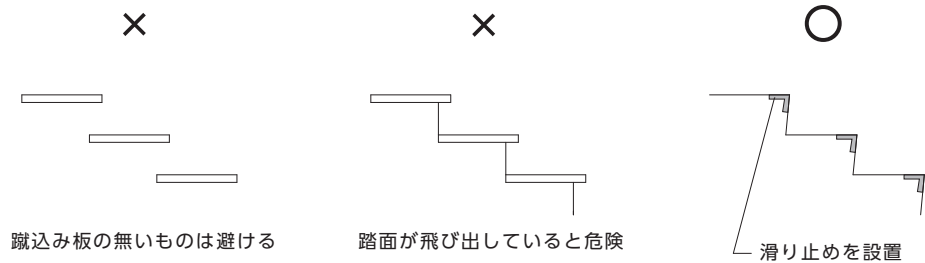


《 参 考 図 》

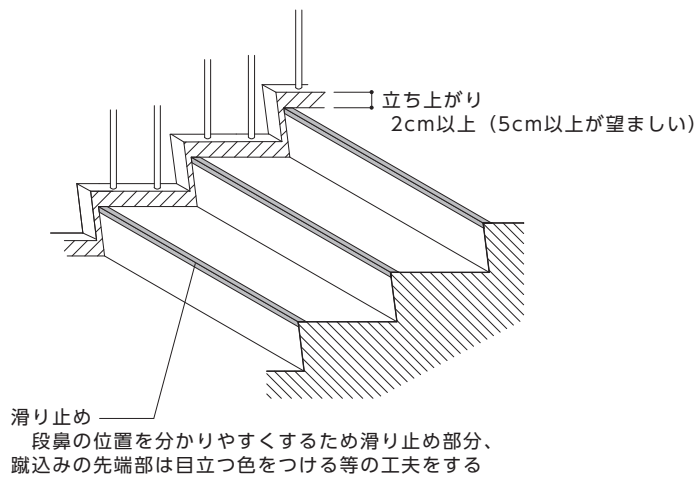
【図4.3】 踏面端部の例



【図4.4】 蹴上げ、踏面の形状（つまずきにくい構造の例）



【図4.5】 踏面端部の例

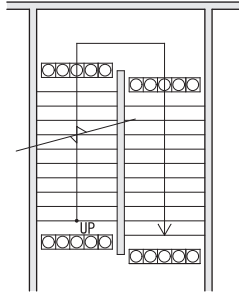


出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

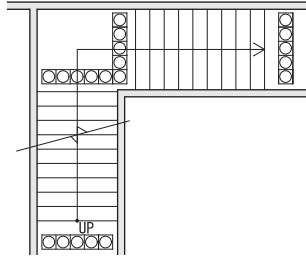
《 参 考 図 》

【図4.6】 階段の形状

■折り返し階段 ○

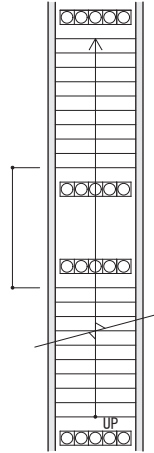


■折り返し階段 ○



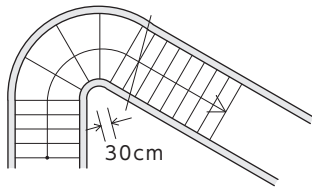
■直線階段 ○

踊り場の幅
※踊り場の幅が250cm
以下の場合、点状
ブロック不要



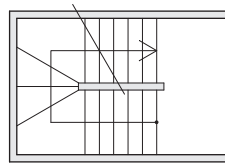
■回り階段 △

(構造上困難な場合に限る。
また踏面の最少寸法は30cm必要)



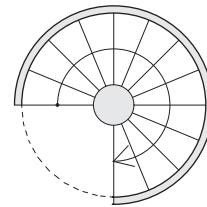
■回り階段 △

(構造上困難な場合等に限る)

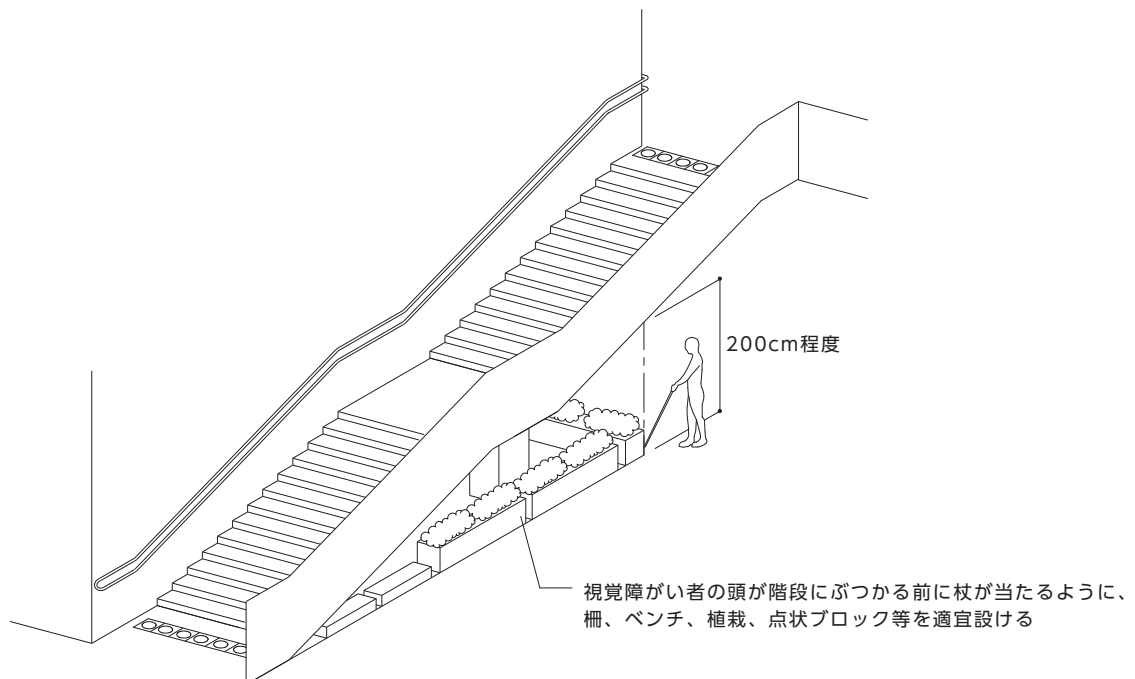


■らせん階段 ×

(らせん階段は主階段としない)



【図4.7】 視覚障がい者に対する階段下の安全確保の措置の例



5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（屋内）

●基本的考え方●

建築物には設計上段差が生じるのをどうしても避けられない場合がある。しかし、車椅子使用者は1段でも段差があると前進することができなくなるので、傾斜路を設ける。傾斜路は、車椅子使用者はもとより高齢者やベビーカーの通行などにも有効なものである。なお、この項目では屋内の傾斜路について規定している。

整備基準	
遵守基準	
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。
ア 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	ア 手すりを連続して設けること。
イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	イ 同左
ウ 傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。	ウ 同左
エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。	エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。
(ア) 勾配が1/20以下である傾斜がある部分の上端に近接するもの	(ア) 同左
(イ) 高さが16cm以下であり、かつ、勾配が1/12以下である傾斜がある部分の上端に近接するもの	(イ) 同左
(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの	—
(エ) 傾斜がある部分と手すりを連続して設けるもの	—
—	(ウ) 直進で、長さが250cm以下の踊り場に設けるもの
(2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。	(2) 同左
ア 幅は、階段に代わるものにあつては140cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	ア 同左
イ 勾配は、1/12以下であること。	イ 同左
ウ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設けること。	ウ 同左

エ 手すりを連続して設けること((1)のAに規定する手すりが設けられている場合を除く。)	—
オ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	エ 同左
カ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	オ 同左
(3) 道等及び障がい者用駐車区画から一般客室までの階段又は段を設けない経路(以下「宿泊者特定経路」という。)を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。	—
ア 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	—
イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	—
ウ 傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	—
エ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	—
オ 勾配は、1/12以下であること。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8以下であること。	—
カ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設けること。	—
キ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。	—
ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	—

■整備基準の解説

◆一般基準

(1) ア 手すり

- 手すりは歩行困難者にとって歩行の補助になる。勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
- 手すりは、片麻痺者等の利用を考慮すると両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に連続して設ける。
- 手すりは、勾配や高さに関係なく、全ての傾斜路に連続して設ける。

→【図 5.1】参照

イ 床面

- 勾配が急になると、車椅子はスリッパして昇降できなくなる。したがって、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要がある、特に表面がぬれるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。

ウ 傾斜部分

- 傾斜のある部分は、色、形状によっては、平たんに見え危険なため、平たん部の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。

エ 点状ブロック等

- 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分に、点状ブロック等を敷設する。
- ただし、勾配が 1/20 以下である傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm 以下であり、かつ、勾配が 1/12 以下である傾斜がある部分の上端に近接するもの、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの、傾斜のある部分と連続して手すりを設けるものについては、この限りでない。
- 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの、傾斜のある部分と連続して設けるものについても、点状ブロック等を敷設する。
- ただし、直進で長さが 250cm 以下の踊り場の部分に設けるものについては、この限りでない。

→建築物編基本的考え方 P14 参照

◆移動等円滑化経路等

(2) ア 有効幅

- 歩行者が横向きにならず、車椅子使用者とすれ違える幅は、140cm 以上である。
- 階段を併設する場合は、車椅子使用者と歩行者とが傾斜路内においてすれ違う機会が少ないため 90cm 以上とすることができる（併設階段については、〔4 階段〕の整備基準を適用する）。

→【図 5.2】参照

イ 勾配

- 車椅子使用者が自力で傾斜路を上るには相当な腕力を必要とする。車椅子使用者が自力で上ることができる傾斜路の勾配は、1/12 以下である。

ウ 踊り場

- 長くて急な傾斜路では昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では 9m ごとに長さ 150cm 以上の踊り場の設置を求めている（この間隔を勾配 1/12 で高さに換算すると 75cm となる。）。
- 車椅子使用者が安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。
- 車椅子使用者は傾斜路の途中で転回するのが大変困難であるので、安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。

→【図 5.3】参照

エ 手すり

- 手すりは、車椅子使用者はもちろんその他の歩行困難者にとっても歩行の助けになるので、傾斜路の勾配や高さに関係なく連続して設ける。
- 手すりは両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設ける。
- 手すりは〔21 手すり〕に定める構造のものとする。

オ 立ち上がり

- 車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁又は 35cm 以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5cm 以上とすることができる。

カ 平たん部

- 傾斜路の始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 150cm 以上の平たん部を設ける。

■望ましい整備

- ◎全ての傾斜路を基準に適合させる。

手すり

- ◎手すりは両側に設け、必要に応じて 2 段とする。
- ◎傾斜路の上端、下端では 45cm 以上の水平部分を設ける。
- ◎始点、終点には、点字表示を設ける。

点状ブロック等

- ◎傾斜がある部分の下端に近接する踊り場の部分に、点状ブロック等を設ける。

有効幅

- ◎階段に代わるものにあっては 150cm 以上、階段に併設するものにあっては 120cm 以上とする。

勾配

- ◎傾斜路の勾配は 1/15 以下とする。

平たん部

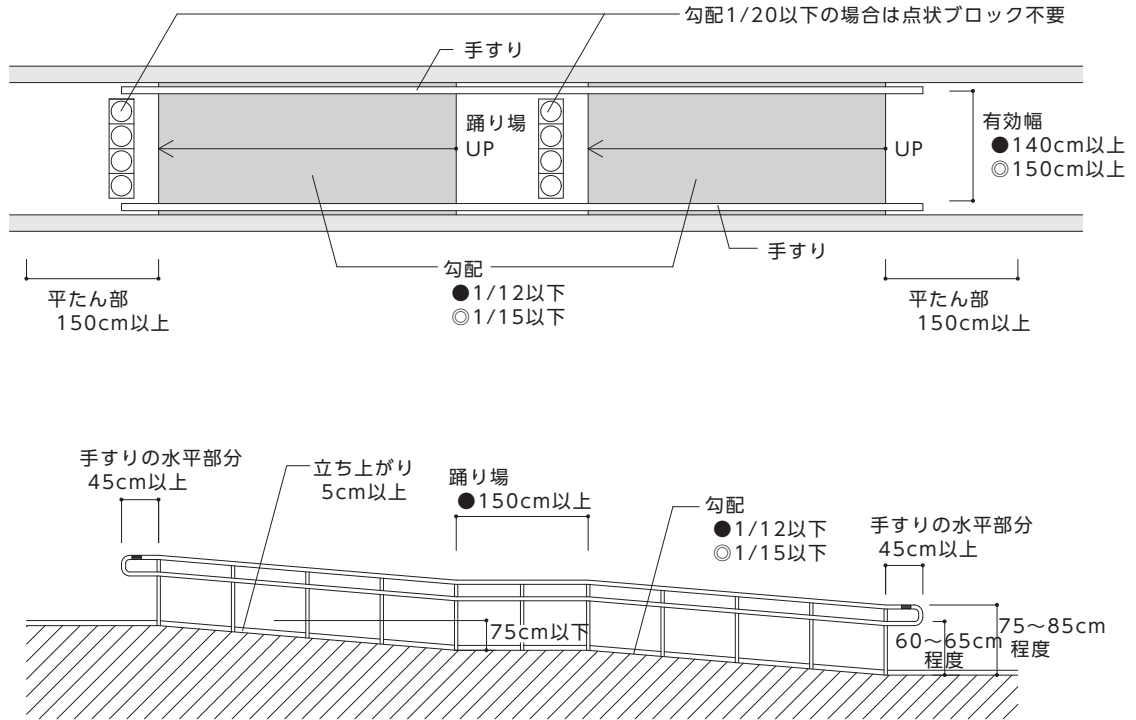
- ◎全ての傾斜路の始点、終点、曲がりの部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 150cm 以上の平たん部を設ける。

その他の注意事項

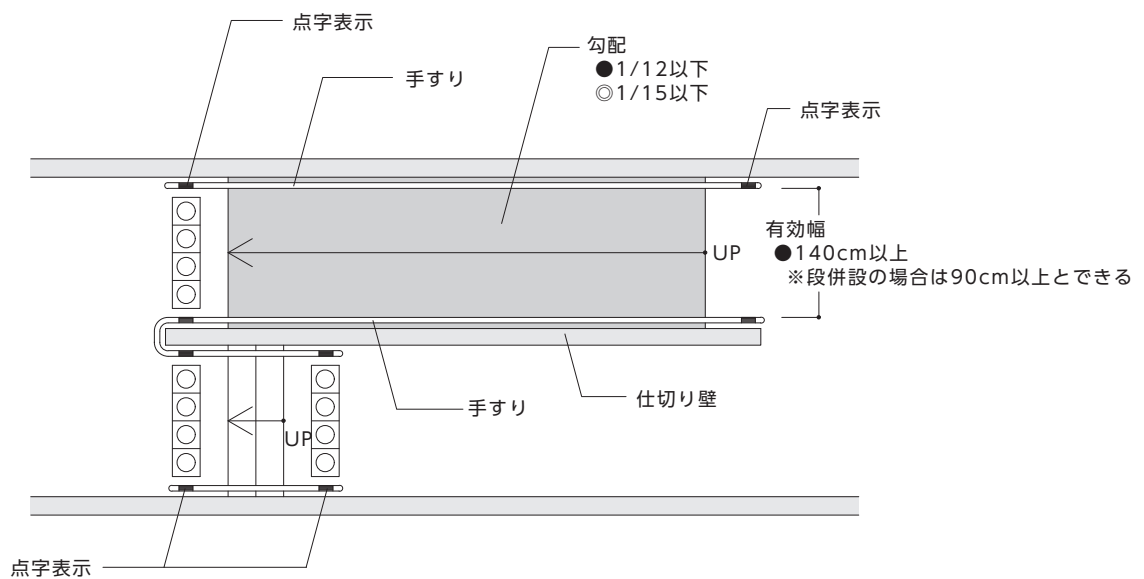
- ◎側壁には、床上 35cm 程度まで車椅子あたり（キックプレート）をつける。
- ◎片麻痺者等は階段の方が上り下りしやすい場合もあるため、傾斜路には緩勾配の階段を併設する。ただし、緩勾配の傾斜路とする場合には、この限りでない。

《 参 考 図 》

【図5.1】 傾斜路の仕様

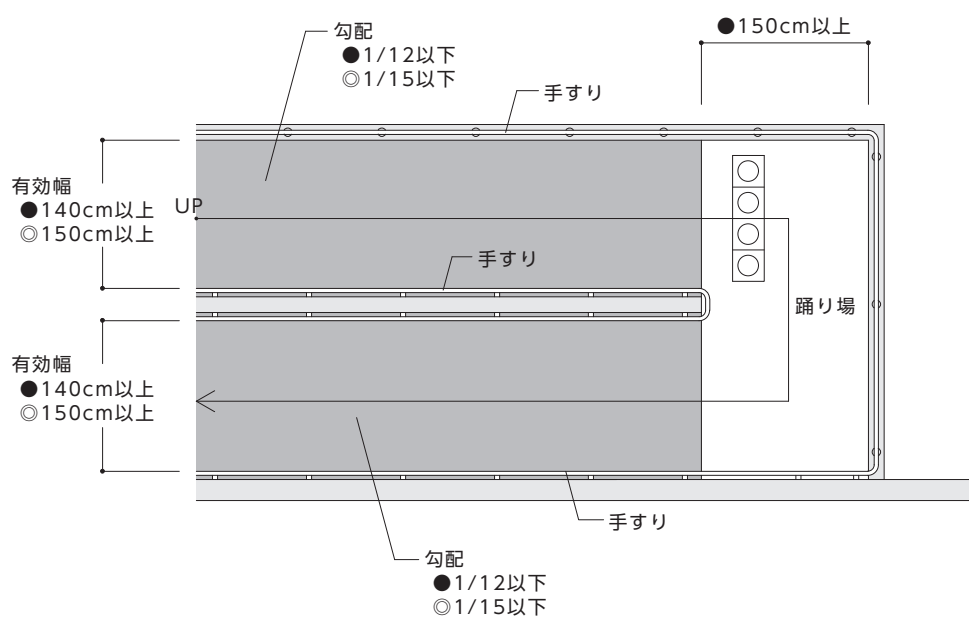


【図5.2】 段併設の例



《 参 考 図 》

【図5.3】踊り場の設置例



【図5.4】案内標示例



6 エレベーター及びその乗降ロビー

●基本的考え方●

エレベーターは高齢者、障がい者等の垂直移動手段として最も有効なものである。エレベーターは、全ての人が容易に認識でき、利用しやすい場所に設ける。また、籠及び乗降ロビーの構造は、車椅子使用者、視覚障がい者等に配慮したものである。

整備基準	
遵守基準	
(1) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーター(7の項〔特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機〕に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	同左
ア 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は障がい者用駐車区画がある階及び地上階に停止すること。	(1) 籠は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階に停止すること。
イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。ただし、当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000m ² を超える場合にあっては、90cm以上とすること。	(2) 同左
—	(3) 籠の内部については、次に掲げるものとする。
ウ 籠の奥行きは、135cm以上とすること。	ア 奥行きは、135cm以上とすること。
—	イ 幅は、140cm以上とし、車椅子使用者の転回に支障がない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。
—	ウ 当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000m ² を超える場合にあっては、幅は、160cm以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用できるもの又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合は、この限りでない。
エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。	(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止策を講ずるものとする。
オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	(5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により、視覚障がい者が円滑に操作できる構造の制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)を設けること。
	ア 文字等の浮き彫り
	イ 音による案内
	ウ 点字及びア又はイに類するもの

カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	(6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	(7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
ク 乗降ロビーに面する操作盤まで、視覚障がい者を適切に誘導できるよう、配慮すること。	(8) 同左
—	(9) (8)に掲げるもののほか、高齢者、障がい者等が支障なく利用できる構造とすること。
ケ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000m ² 以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路等を構成するエレベーターにあっては、アからウまで、オ及びカに定めるもののほか、次に掲げるものであること。	—
(ア) 籠の幅は、140cm以上とすること。	—
(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。	—
コ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからケまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものにおいては、この限りでない。	—
(ア) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	—
(イ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法により、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とすること。	—
a 文字等の浮き彫り	—
b 音による案内	—
c 点字及びa又はbに類するもの	—
(ウ) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	—
(2) 宿泊者特定経路を構成するエレベーター（7の項〔特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機〕に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	
ア 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便所又は障がい者用駐車区画がある階及び地上階に停止すること。	—
イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	
ウ 籠の奥行きは、115cm以上とすること。	

エ 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm 以上とすること。	
オ 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	
カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	
キ 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	
ク 乗降口ビーに面する操作盤まで、視覚障がい者を適切に誘導できるように、配慮すること。	

■整備基準の解説

(1) 停止階

- 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、障がい者用駐車区画のある階及び地上階に停止すること。
- 籠は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階に停止すること。したがって、通常は一般の利用に供しない部分や機械室等の特定少数の者が利用する部分のみしかない階を除いた全ての階に停止する必要がある。

(2) 出入口の有効幅

- 籠及び昇降路の出入口の有効幅 80cm は、車椅子使用者が通過できる最低幅である。直進できないと乗降には困難を伴うため、籠内及び乗降口ビーは直進での乗降の支障となるような障害物、突起物を設けない。特に手すりについては籠内に設けることが望ましいが、設置位置については車椅子使用者の乗降の際に支障とならないよう、出入口の幅員の確保に十分配慮し設置する。
- 床面積の合計が 5,000m² を超える建築物については、多くの人々が利用することが想定されることから、エレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅を、車椅子使用者がより通過しやすい幅 90cm 以上とする。

→【図 6.1】

【図 6.2】参照

(3) 籠の大きさ

- 籠の奥行き寸法は、135cm 以上とする。この寸法は、電動車椅子使用者でも利用できる大きさである。
- 床面積の合計が 2,000m² 以上の不特定かつ多数の者が利用する建築物では、籠の幅は、140cm 以上とする。
- 床面積の合計が 5,000m² 以下の建築物では、籠の幅は、140cm 以上とする。
- 構造上やむを得ない場合とは、床面積の合計が 500m² 未満の建築物や改修等の場合において、幅 140cm のエレベーターを設置することが構造上困難である場合のことである。
- 床面積の合計が 5,000m² を超える建築物では、籠の幅は、160cm 以上とすること。
- ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子使用者が円滑に利用できるもの（籠内で転回することなく利用できるエレベーター）、又は 15 人乗り寝台用エレベーター（籠幅 150cm×籠奥行き 250cm）を設置する場合はこの限りでない。

→【図 6.1】参照

(4) 乗降口ビー

- 乗降口ビーは、エレベーターへの乗降の前後に車椅子使用者が回転できる空間（150cm 角以上）を確保する。
- 床の表面は水平とするとともに滑りにくい仕上げとする。
- 新築の場合には、乗降口ビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。
- 改修等でエレベーター付近に下りの階段若しくは段、又は下りのスロープを設ける場合には、それらをエレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車椅子使用者等の転落防止に十分配慮する。

→【図 6.1】参照

→【図 6.2】参照

籠内及び乗降ロビーに設ける設備

- 籠内及び乗降ロビーには以下の設備を設けること。
 - ①籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。
 - ②籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を分かりやすく表示する装置を設ける。
 - ③乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を分かりやすく表示する装置を設ける。
- 高齢者、障がい者等の円滑な利用を確保するための籠内及び乗降ロビーに設ける設備は、以下の仕様に配慮すること。
 - ①車椅子使用者対応乗場ボタンは、車椅子使用者が操作しやすい高さとして 100cm 程度とする。
 - ②籠内左右の側板には車椅子使用者対応操作盤のボタンを設け、中心位置が床から 100cm 程度の高さとする。
 - ③籠入口正面壁面に、出入口状況確認用の床上 40～150cm 程度まである鏡（ステンレス製又は安全ガラス等）を設ける。なお、出入口が貫通型（スルー型）、直角 2 方向型及びトランク付型の籠の場合には凸面鏡等でもよい。
 - ④乗降者検出装置を設置する。
 - ⑤籠内に車椅子使用者対応位置表示器を設置する。
 - ⑥操作盤のボタン類は、感知式ではなく、ボタン式とする。
 - ⑦車椅子使用者対応操作盤のボタンを操作することにより、戸の開閉時間が通常より長くなる配慮を行う。また、その際はその旨の表示をする。
 - ⑧操作ボタンの配列は、施設利用者の混乱を防ぐため、同一施設内では統一する。
 - ⑨視覚障がい者の誤認及び指先の安全配慮のため、点字表示プレートには、ねじ、ビス等の突起を設けない。

→【図 6.3】
【図 6.4】
【図 6.5】
【図 6.6】
【図 6.7】参照
→ 一般社団法人日本エレベーター協会「車いす兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506A）」及び、「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515E）」参照

視覚障がい者のための設備

- 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設ける。
- 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置を設ける。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。
- 籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤（車椅子使用者対応操作盤を除く。）は、各ボタン面かその付近に点字や浮き彫りの階数表示を施したり、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障がい者等が円滑に操作することができる構造とする。
- 乗降ロビーの扉及び乗場ボタンは周囲の壁と異なる色とする等識別しやすいものとする。

■望ましい整備

◎全てのエレベーターを基準に適合させる。

有効幅

◎籠及び昇降路の出入口の幅を、90cm以上とする。

乗降ロビー

◎乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180cm以上とする。

◎乗り場ボタンの位置に点状ブロックを敷設する。

◎乗り場ボタンへ誘導する視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。

◎乗り場ボタン付近など、車椅子使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示する。

ボタン等

◎エレベーターのボタンは、ボタン操作時に音声と光・触感で反応する等、ボタン操作への応答が視覚・聴覚・触覚で分かるものとする。また、直感で分かるなど、図記号（ピクトグラム）によるサインにも配慮する。

◎ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により弱視者（ロービジョン）の操作性に配慮する。

◎同一建築物内のエレベーターの操作盤等のボタン配置は、統一する。

◎操作盤の取付位置、配列、ボタンの形状、使い方等を統一する。

◎点字表示については、点字の表示原則等について定めた JIS T0921 を参照し、ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に行く。

◎過負荷、非常時は音声と電光表示等で案内する。

→JIS T 0921
(資料編 P2-1 参照)

手すり

◎手すりは両側面の壁及び正面壁に設け、握りやすい形状とする。

その他の注意事項

◎非常時における聴覚障がい者のための配慮として、非常時聴覚障がい者用ボタンを設けるとともに、視覚的情報伝達方法となる電子文字標示盤、聴覚障がい者モニター、又はこれに代わるものを設置する。

◎籠内の防犯や事故等の安全確保のため、籠内が確認できるガラス窓を設置する。

◎大きいサイズの子車椅子を使用している人の乗降や担架、ストレッチャーの運搬を考慮して奥行き 200cm 以上のエレベーターとする。

◎床上 35cm 程度まで車椅子あたり（キックプレート）を設ける。

◎車椅子使用者対応エレベーターをできるだけ近くに、複数台設置する。

◎乗降ロビーの扉は、周囲の壁と異なる色にするなど、その位置が視認しやすいようにする。

◎籠内の床面の色は、乗降ロビーと容易に区別できるものにする。

◎エレベーターが複数ある場所においては、高齢者、障がい者、乳幼児を連れた者などが混雑時においても円滑にエレベーターを利用できるよう、整備基準に適合したエレベーター付近にはそれらの人が優先である旨の表示をする。

◎乗降ロビーに設置する案内板等に、点字を併記する。

◎出入口が2方向あるエレベーターの籠内には、扉の開く方向、階数等を案内する音声案内装置を設ける。

エレベーター比較表

遵守基準			整備内容	整備基準	
不特定かつ多数の者が利用するもの	多数の者/主として高齢者、障がい者等が利用するもの	宿泊者特定経路を構成するもの		床面積5,000㎡以下の建築物	床面積5,000㎡を超える建築物
1以上のエレベーター	1以上のエレベーター	1以上のエレベーター		1以上のエレベーター	1以上のエレベーター
○	○	○	必要階停止	○	○
80cm以上	80cm以上	80cm以上	出入口幅	80cm以上	90cm以上
135cm以上	135cm以上	115cm以上	籠奥行き	135cm以上	135cm以上
140cm以上	—	—	籠の幅寸法	140cm以上 (※1)	160cm以上 (※2)
○	—	—	車椅子の転回に支障がない構造	—	—
○	○	○	乗降ロビー高低差排除	○	○
150cm以上	150cm以上	150cm以上	乗降ロビー幅・奥行き	150cm以上	150cm以上
—	—	—	乗降ロビー転落防止策	○	○
○	○	○	車椅子使用者対応制御装置	○	○
○	○	○	停止予定階・現在位置の表示	○	○
○	○	○	昇降方向の表示	○	○
○	○	○	乗降ロビーの操作盤まで視覚障がい者を適切に誘導	○	○
○	○	—	到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	○	○
○	○	—	制御装置の点字表示	○	○
○	○	—	昇降方向の音声案内	○	○

床面積5,000㎡を超える建築物に設けるものは90cm以上

床面積2,000㎡以上の建築物に設けるものに限る

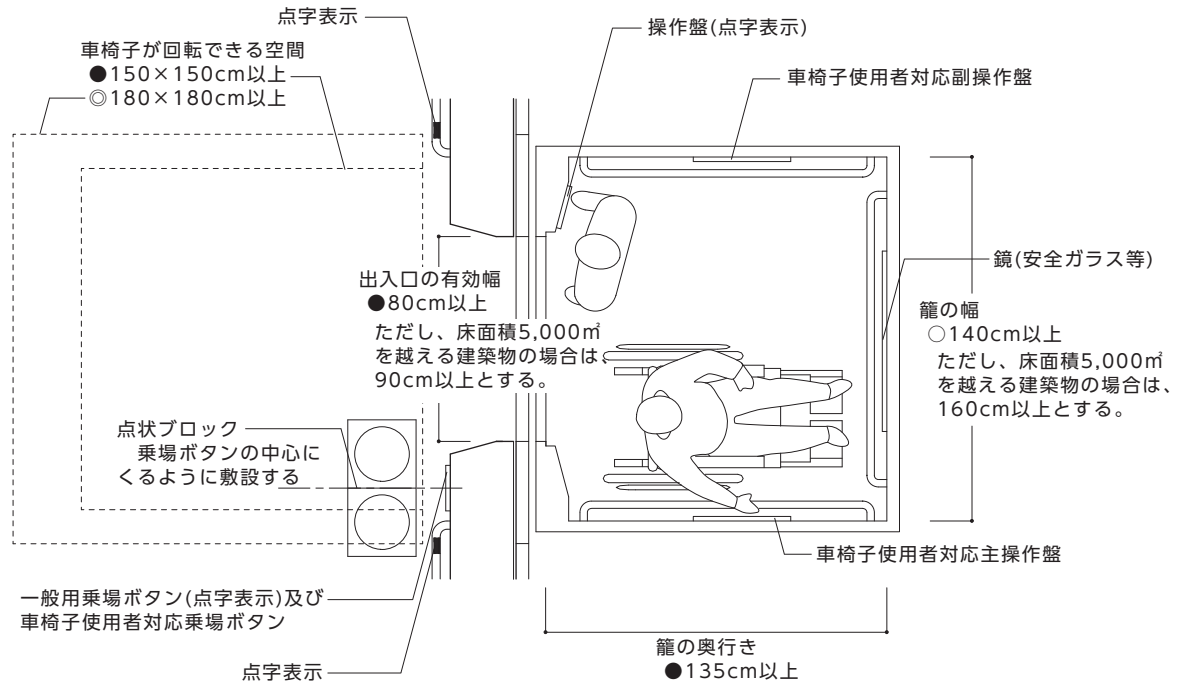
自動車車庫に設けるものを除く(遵守基準)

主として視覚障がい者が利用するものに限る

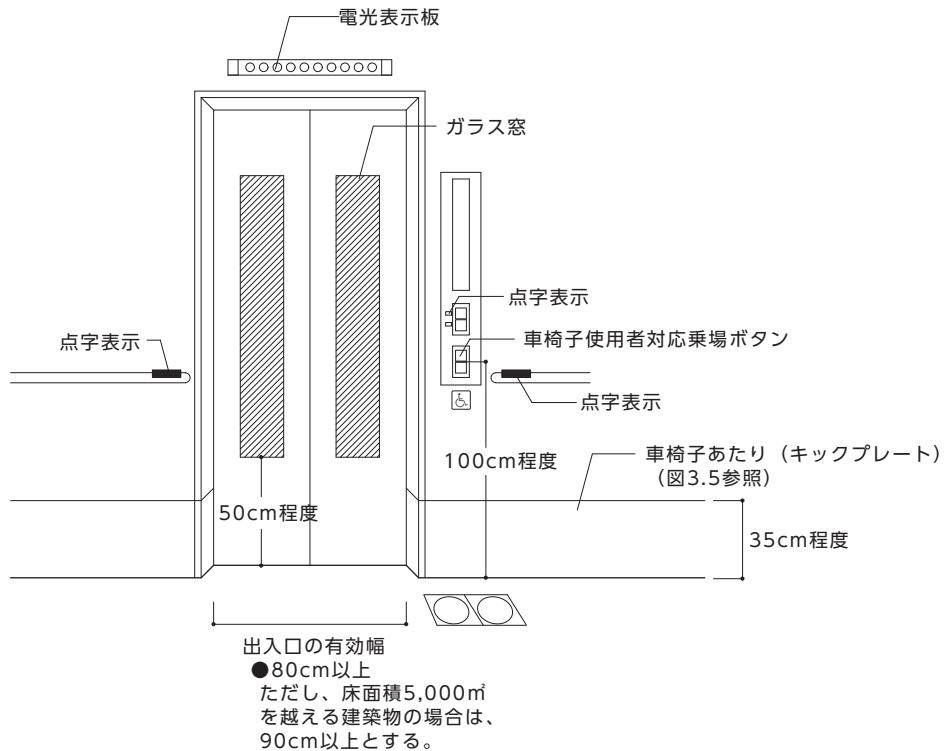
※1 構造上やむを得ない場合において、車椅子で使用できる機種を採用する場合はこの限りでない。
 ※2 籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用できるもの、又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合はこの限りでない。

《 参 考 図 》

【図6.1】 エレベーターの平面図



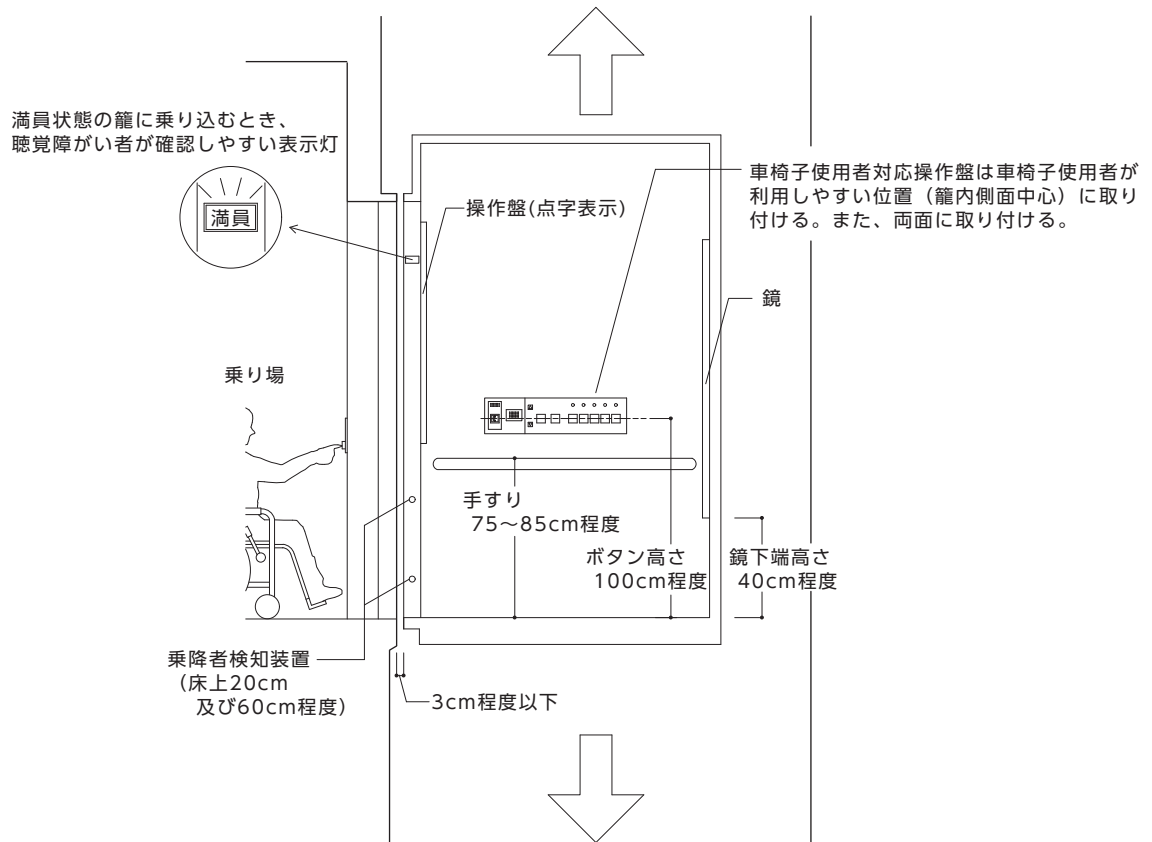
【図6.2】 エレベーターの出入口(乗り場)



※エレベーター付近に下りの階段若しくは段、又は下りのスロープを設けない。
やむを得ず設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止等に十分配慮する。

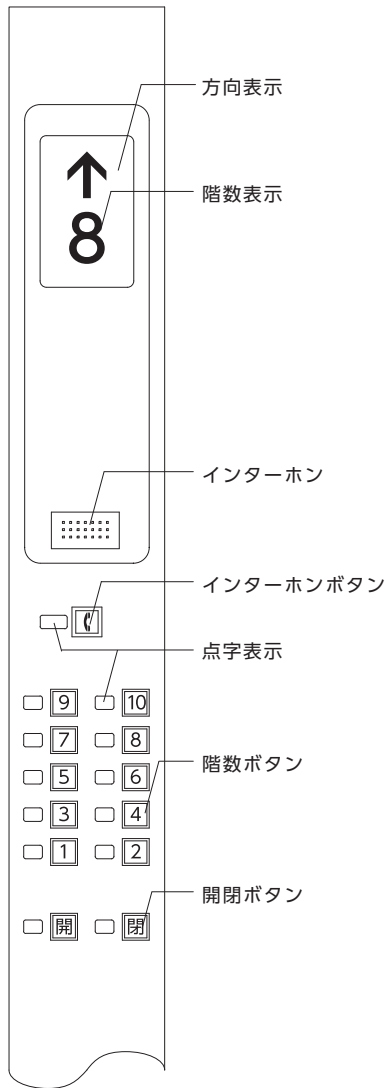
《 参 考 図 》

【図6.3】 籠内の断面図

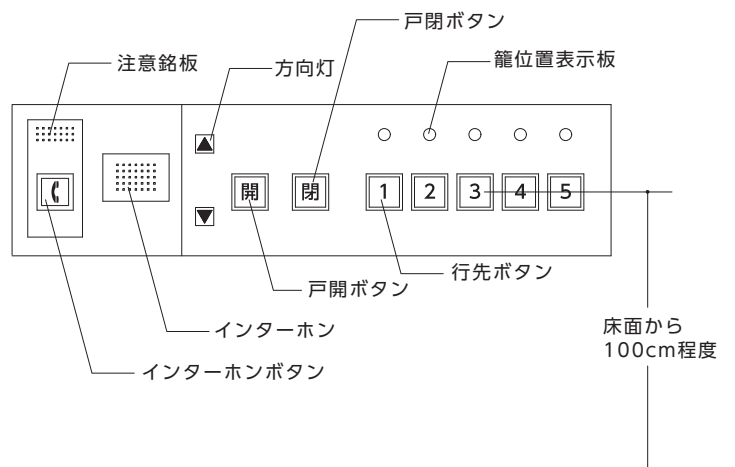


《 参 考 図 》

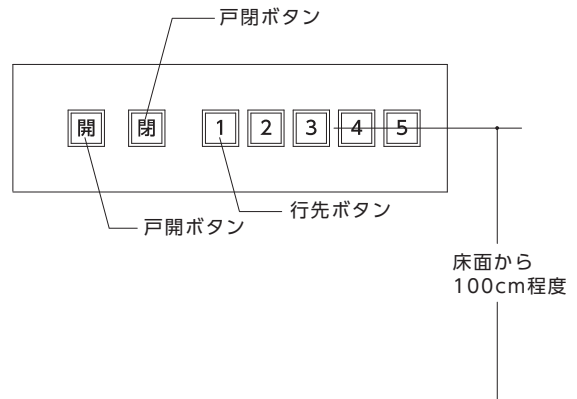
【図6.4】 縦型操作盤



【図6.5】 車椅子使用者対応主操作盤



【図6.6】 車椅子使用者対応副操作盤



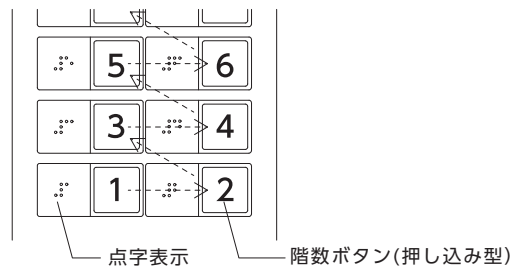
【図6.7】 階数ボタン

■ 浮き文字ボタン



※階数ボタンは浮き彫り階数表示が望ましい

■ 千鳥配列



※階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい

7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

●基本的考え方●

既存施設の改修、地形や建築物の構造等によりやむを得ず段が生じる場合にあっては、エレベーターや傾斜路を設けることが原則であるが、エレベーターや傾斜路による段差解消が困難な場合には、段差解消機を設置する。また、やむを得ず移動等円滑化経路等にエスカレーターを設置する場合には、車椅子利用者対応エスカレーターとする。

整備基準	
遵守基準	
移動等円滑化経路等又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第 1 に規定するもの）は、次に掲げる構造とすること。	移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第 1 第 1 号に規定するもの）は、次に掲げる構造とすること。
(1) エレベーターにおいては、次に掲げるものであること。	—
ア 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するものとする。	(1) 同左
イ 籠の幅は 70cm 以上とし、かつ、奥行きは 120cm 以上とすること。	(2) 同左
ウ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合においては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。	(3) 同左
(2) エスカレーターにおいては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するものであること。	—

■整備基準の解説

<p>(1) 段差解消機</p> <ul style="list-style-type: none">●この項目のエレベーターは、以下に掲げるものである。<ul style="list-style-type: none">①昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分等に沿って昇降するエレベーター②籠の定格速度が15m毎分以下③床面積が2.25m²以下 <p>(構造)</p> <ul style="list-style-type: none">●平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。 <p>(籠の大きさ)</p> <ul style="list-style-type: none">●籠の幅は70cm以上、奥行き120cm以上とする。●籠内で車椅子使用者が90度転回して乗降する必要がある場合の籠の大きさは、間口140cm以上、奥行き140cm以上とする。 <p>(2) エスカレーター</p> <ul style="list-style-type: none">●この項目のエスカレーターは、以下に掲げるものである。<ul style="list-style-type: none">①車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーター②運転時において、踏段の定格速度30m毎分以下③2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの <p>(構造)</p> <ul style="list-style-type: none">●平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものとする。●踏段、くし板の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。 <p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">○移動等円滑化経路等上には、エスカレーターではなく〔6 エレベーター及びその乗降口ビー〕を設ける。	<p>→【図 7.1】 【図 7.2】 参照</p> <p>→資料編 P1-221 参照</p> <p>→【図 7.3】 参照</p> <p>→【図 7.4】 参照</p> <p>→資料編 P1-222 参照</p>
---	--

■望ましい整備

<p>段差解消機</p> <ul style="list-style-type: none">◎全ての段差解消機を基準に適合させる。 <p>(乗降スペース)</p> <ul style="list-style-type: none">◎乗降スペースは、車椅子使用者の方向転換が必要な場合を考慮し、間口150cm以上、奥行き150cm以上のスペースをとる。◎乗降スペースの床は水平とする。◎周辺には、車椅子使用者の転落等が生じる可能性がある段などを設けない。 <p>(斜行型段差解消機)</p> <ul style="list-style-type: none">◎昇降路には、階段と区画した専用路型と共存型があり、使用者が単独で使用する場合は、安全上、専用路型が望ましい。◎共存型の場合は、はさまれ防止措置を講じる。◎改修の場合等、専用路を設けるスペースがない場合は共存型とするが、階段の有効幅員の確保に留意する。 <p>(その他の注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none">◎昇降路と籠の床にはさまれないように、昇降路下部及び出入口には、手すり、柵、戸等の安全のための措置を講ずる。	
--	--

エスカレーター

◎全てのエスカレーターを基準に適合させる。

(乗降口)

◎乗降口の足元は適宜照明を行い、安全性を高める。

(手すり)

◎乗り口・降り口ともに、くしから 70cm 程度の移動手すりを設ける。

◎歩行困難者の中には移動手すりの動きに足がついて行かずに転倒することがあるの
で、乗降口には長さ 100cm 程度の固定手すりを設ける。

◎手すりには点字又は記号による案内表示（現在位置、階数、運転方向）を取り付ける。

(ステップ)

◎ステップの水平部分は 3 枚程度、定常段差に達するまでのステップは 5 枚程度とする。

◎ステップの端部に縁取りを行う等により、ステップ相互の認知をしやすいとする。

(くし)

◎くしはできるだけ薄くし、車椅子のキャスターが乗り越えやすくする。

◎くしは、色を変えるなどして、ステップの部分とはっきり区別がつくようにする。

(その他の注意事項)

◎介助係員呼出しインターホン、車椅子利用者利用可の案内標示を設ける。

◎エスカレーターの始末端部に近接する通路の床には、点状ブロック等を敷設する。

◎乗降口の近くの壁面又は柱面等に非常停止ボタンを設ける。

◎エスカレーター利用時のはさまれ事故、転倒事故を防止するために利用者への注意を喚起する。

◎時間帯等により進行方向が変わるエスカレーターでは、当該時点での進行方向を床面
や手すり付近に表示、又は音声案内する。

◎エスカレーターの音声案内装置の設置に当たっては、周囲の状況を踏まえて、聞き取り
やすい音量や音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向か
って設置する。

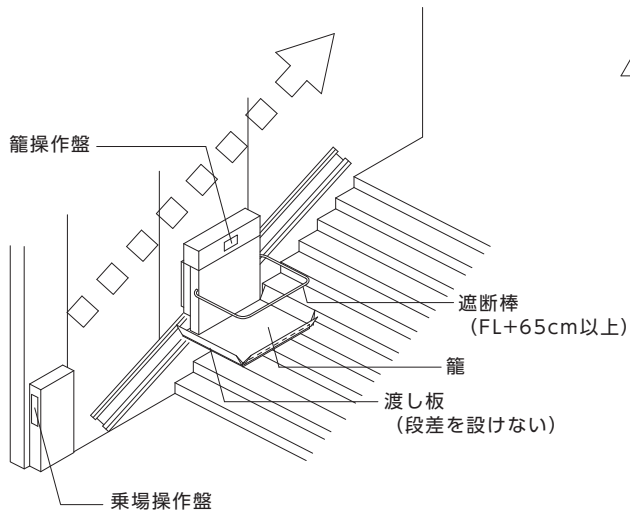
◎表示サインを設置する場合、ベルトにマークを付けるなど、進行方向が分かりやすい
表示とする。

◎床面積 2,000 m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等
が利用する建築物では、エスカレーターの乗降口付近に、音声案内装置を設ける。

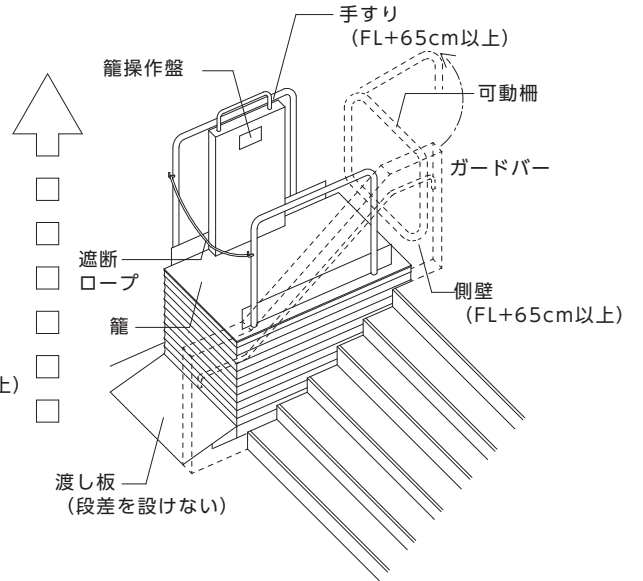
《 参 考 図 》

【図7.1】 斜行型段差解消機

※ 障害物検知装置を設置した場合
壁又は囲いは設けなくてよい

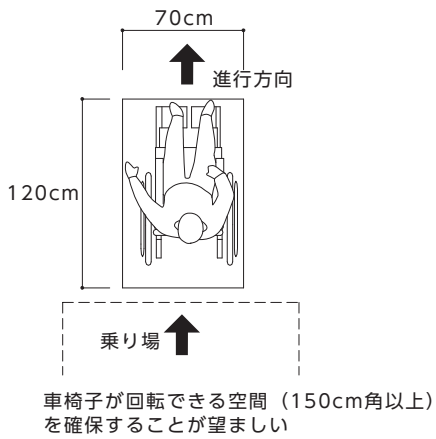


【図7.2】 垂直型段差解消機

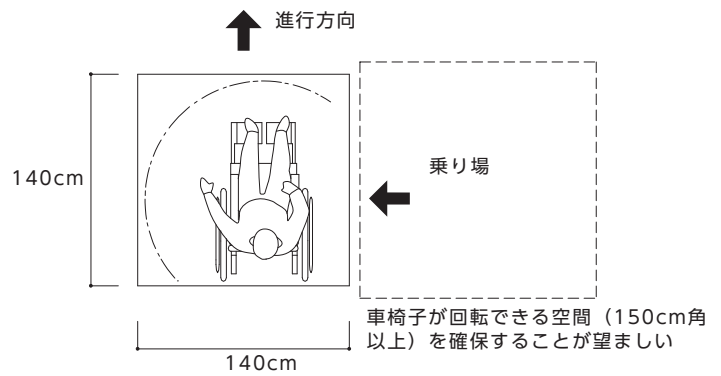


【図7.3】 籠の大きさ

■ 定員1名の籠(直線形式の場合)



■ 定員1名の籠(90度の転回形式の場合)



8 便所（トイレ）

●基本的考え方●

車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が外出したときに、困ることのひとつは、便所の利用である。全ての人が便所を快適に利用できるようにするためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドを設けるなど、便所全体で車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が使いやすい環境を総合的に整備する必要がある。

施設用途や規模、施設内の便所設置階・位置を踏まえ、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者用便房）を必要な数以上設置するほか、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを、それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。

上記の個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、車椅子使用者用便房に個別機能の設備を併せて設置した多機能便房とはせず、以下のとおり、個別機能を分散して配置するよう配慮する。（便所における機能分散の考え方【図 8.1】参照）

第1に、車椅子使用者用便房のほか、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア及びベビーベッドの子育て支援設備を設けた便房をそれぞれ別々に設置する。さらに、多数の利用者が見込まれる場合は、当該利用者のための簡易型機能を有する便房や複数の個別機能を有する便房を追加することが望ましい。

第2に、第1が便所の規模等により困難であるときは、多機能便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別機能を備えた便房や簡易型機能を備えた便房を設置する。

第3に、第1及び第2が困難であり、施設の用途及び規模から多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房のみを設置する。この場合でも、利用の集中を軽減するため、できるだけ複数設置することが望ましい。

高齢者や知的・発達障がい者等の同伴介助等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。

整備基準

遵守基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所（以下この項において「不特定多数利用便所」という。）は、次に掲げるものでなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。
ア 不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。ただし、別表第1の1の部の4の項〔集会施設〕の特定都市施設の(2)に掲げる施設のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設並びに同部8の項〔事務所〕の都市施設の(2)並びに16の項〔工場施設〕、21の項〔地下街〕及び22の項〔複合施設〕の都市施設の欄に掲げる施設のうち、その用途に供する部分の床面積が2,000㎡未満の施設における不特定多数利用便所の数については、この限りでない。	ア 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。
(ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの	(ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの

<p>(イ) 不特定かつ多数の者又は高齢者、障がい者等（別表第1の1の部及び2の部の都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設でない施設にあっては、多数の者）（以下この項において「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p>	<p>(イ) 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障がい者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障がい者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p>
<p>イ 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p>	<p>イ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障がい者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p>
<p>ウ 不特定多数利用便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>ウ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
<p>(2) 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p>	<p>(2) (1)に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p>
<p>(3) (1)の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下この号において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（ア(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、それぞれに定める数以上）に、ウに定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイ(ア)から(エ)までに掲げる場合は、この限りでない。</p>	<p>(3) (1)の規定により同号に規定する便所を設ける階（以下この号において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（ア(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、それぞれに定める数以上）に、ウに定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてイ(ア)から(エ)までに掲げる場合は、この限りでない。</p>
<p>ア 便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。</p>	<p>ア 便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(1)に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とする。</p>
<p>(ア) 便所設置階の床面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の場合 2</p>	<p>(ア) 同左</p>
<p>(イ) 便所設置階の床面積が40,000㎡を超える場合 当該床面積に相当する数に1/20,000を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p>	<p>(イ) 同左</p>

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。	イ 同左
(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合	(ア) 同左
(イ) 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合	(イ) 便所設置階の(1)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の同号に規定する便所に設ける場合
(ウ) 次に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれに定める場合	(ウ) 同左
a 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合	a 男子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
b 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合	b 女子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、ア(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
(エ) 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数)(1,000㎡未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に(3)本文の規定により床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イ(ア)に規定する施設がイ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。))に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合	(エ) 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数)(1,000㎡未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける(1)に規定する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に(3)本文の規定により床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イ(ア)に規定する施設がイ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の(1)に規定する便所及び女子用の同号に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。))に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合
ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。	ウ 同左

(ア) 腰掛便器が適切に配置されていること。	(ア) 同左
(イ) 便器の両側に手すりを設け、そのうち片方の手すりは可動式とすること。	(イ) 同左
(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	(ウ) 同左
(エ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	(エ) 同左
(オ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。	(オ) 同左
(カ) 高齢者、障がい者等が円滑に使用できる洗面器を設けること。	(カ) 同左
(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上には、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具(以下「オストメイト対応汚物流し等」という。)を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。	(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、オストメイト対応汚物流し等を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。
(5) (2)から(4)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。	(5) (2)から(4)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。
(6) (2)から(5)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)	(6) (2)から(5)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)
—	(7) (2)から(6)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上)は、次に掲げる構造としなければならない。
—	ア 床面には、段差を設けないこと。
—	イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。
—	ウ 腰掛式とした大便器の1以上に、手すりを設けること。
(7) (2)から(6)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所であつて、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。	(8) (2)から(7)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所であつて、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。

■整備基準の解説

◆便所全般

- 車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 →【図 8.1】参照
- 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。 →【14 標識】参照
- 原則、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階（【解説 8.3】の①～④を除く）の数以上、便所を設ける。設置にあたっては特定の階に偏ることなく設け、その利用に支障が生じない位置に設ける。 →【解説 8.3】参照

床面

- 水洗いができ、かつぬれた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。

◆車椅子使用者用便房

設置数

- 原則、便所を設ける階には車椅子使用者用便房を1以上設けること。（以下①②を除く） →【解説 8.4】参照
 - ①地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合。
 - ②当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合。
- 階の床面積によって、車椅子使用者用便房の必要設置数は以下のとおりとする。
 - ③10,000㎡を超える階（大規模階）を有する場合。 →【解説 8.5】参照
 - ・10,000㎡を超え、40,000㎡以下の階 ⇒各階2以上設置
 - ・40,000㎡以上の階
⇒ [大規模階の床面積の合計] ÷ 20,000（端数切り上げ）以上設置
 - ④1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合。 →【解説 8.6】参照
 - ・[小規模階の床面積の合計] ÷ 1,000（端数切り捨て）以上設置
 - ・なお、小規模階のみで構成されており、かつ、小規模階の床面積の合計が、1,000㎡未満の建築物の場合、車椅子使用者用便房を1以上設けること。

出入口

- 車椅子使用者用便房の出入口は、移動等円滑化経路等となる。
- 出入口の有効幅は、85cm以上とする。 →【図 8.2】
- 車椅子使用者用便房が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm以上とする。 →【図 8.3】
→【図 8.4】参照

戸

- 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後には水平スペースを設ける。
- 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。
- 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。
- 手動式の戸の握り手は棒状のものとする。
- 自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。 →【図 8.5】参照
- 車椅子使用者の開閉時の動作に配慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。
- 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。
- 車椅子使用者用便房が一般便所内にある場合、一般便所の出入口には戸を設けないことが基本となるが、戸を設ける場合には、車椅子使用者が通過しやすい戸の構造とする。

<p>表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用便房の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ●車椅子使用者用便房の表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該車椅子使用者用便房の設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。なお、車椅子使用者用便房の場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、車椅子使用者用便房の名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。 ●建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障がい者等を誘導するために、建築物内の案内板に車椅子使用者用便房の位置を表示する。 ●案内板等に便所の位置を表示する。 	<p>→〔14 標識〕参照</p> <p>→〔15 案内設備〕参照</p>
<p>洗面器</p> <ul style="list-style-type: none"> ●手洗器、洗面器は高齢者、障がい者等の利用を配慮した構造とする。 ●便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。 ●洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ●吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 	<p>→【図 8.2】参照</p> <p>→【図 8.7】参照</p> <p>→【図 8.7】参照</p>
<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たってもけがをしにくい丸みを帯びているものとする。 ●照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。 ●洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水洗器具はレバー式など操作が容易なものとする。 ●洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ●洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 ●使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。 ●腰掛便器のトラップ部分に車椅子のフットサポートが当たりにくい形式のものを採用するように配慮する。 	<p>→【図 8.6】参照</p> <p>→JIS S 0026 (資料編 P2-14 参照)</p>

◆水洗器具

<p>水洗器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む）をいう。 ●便器に水栓をつけたもの（簡易型水洗器具）は利用しやすいものとはいえなため、専用の汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際など構造上やむを得ない場合に限り設置する。 ●オストメイト用汚物流しを設けた便房のある便所の出入口及び当該便房の戸には、オストメイトが利用できる設備を備えていることが分かる標識を設ける。 ●ペーパーホルダーを設置する。 	<p>→【図 8.8】 【図 8.9】参照</p> <p>→〔14 標識〕参照</p>
---	---

◆ベビーチェア・ベビーベッド

ベビーチェア

- 〔22 子育て支援環境の整備〕を参照

ベビーベッド

- 〔22 子育て支援環境の整備〕を参照

◆一般便所

大便器

(床面)

- 便所は床面を水洗いするために、入口に段差が生じることが多いが、高齢者、障がい者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。

(構造)

- 高齢者などの下肢機能が低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のもの設ける。

(手すり)

- 便房内の手すりは高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものや L 型手すりをつけると多くの利用者の要求を満たすことができる。

→【図 8.10】参照

小便器

(構造)

- 男子用小便器のうち 1 以上は、小児等の利用に配慮し、床置き又は壁掛式とし、受け口の高さが 35cm 以下のものとする。なお、床等の清掃性を配慮する。

→【図 8.11】参照

(手すり)

- 上記の構造の小便器に手すりを設け、便所の出入口から最も近い位置に設ける。
- 小便器の手すりは胸を支点にして寄りかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて取り付けることとし、高さは 120cm 程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔 60cm 程度、高さは 80～90cm 程度とする。

→【図 8.11】参照

その他の注意事項

- 男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。また、男女別の標示は JIS Z 8210 を適用する。
- 多数の利用者がスムーズに通過できる幅員を確保する。
- 利用者の操作が容易な水栓を設けることにより、無理なく洗面又は手洗いができるようにする。

→〔14 標識〕参照

■望ましい整備

◆便所全体

配置

◎整備基準により設置した便房及び設備とは別に、車椅子利用者用便房又は簡易型車椅子利用者用便房、オストメイト用汚物流し又は簡易型水洗器具を設けた便房を設置する。また、ベビーチェア、ベビーベッドを複数設置する。

表示・誘導

- ◎案内板等に、便所の位置及び男女の別を表示するとともに、点字等による表示を行う。
- ◎同一建築物内においては便所の位置・男女の位置が統一されていると分かりやすい。
- ◎便所内部の配置を、出入口付近の外部に表示する。さらに、視覚障がい者に配慮して点字等による表示や触知案内図の設置を行う。
- ◎使用中の場合を考慮して、他の階や場所にある便所とその個別機能を表示する。
- ◎視覚障がい者は車椅子利用者用便房以外の便所に誘導する。
- ◎便房内の便器や設備・ボタンの位置を案内する音声案内装置を設置する。

→【図 8.12】参照

戸

- ◎外開き戸の場合、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。
- ◎内開き戸の場合、緊急時に戸を外せるものとする。
- ◎便房の戸は、使用時以外は開いていることが望ましい。
- ◎弱視者（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便房の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく、文字で表示する。
- ◎手動式引き戸の場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示する。
- ◎子どもと一緒に利用することが考えられる便房には、子どもの手の届かない高い位置にも鍵を設ける工夫をする。

紙巻き器・ボタン

- ◎新設等の場合には、洗浄装置等のボタン等の形状・設置場所は、JIS S 0026 に準ずる。
- ◎同一建築物内では、洗浄装置等の使用方法やボタン等の形状・設置場所を統一する。
- ◎便器洗浄ボタン及び呼び出しボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を選定し、分かりやすいボタン表示とする。
- ◎ボタンは手指に障がいのある人（巧緻運動障がい等）でも押しやすい等、操作性に配慮する。
- ◎紙巻き器は手指に障がいのある人（巧緻運動障がい等）でも操作しやすいよう、片手で紙が切れる等、操作性に配慮する。

→JIS S 0026
(資料編 P2-14 参照)
→洗浄装置等に表示する操作性ピクトグラムは、一般社団法人日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラム参照

<p>介助用ベッド</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎車椅子使用者用便房を複数設ける場合や建築物の用途及び規模に応じて、車椅子使用者用便房のうち1以上を介助用ベッド付き便房とし、異性による介助・同伴利用等に配慮し男女が共用できる位置に設ける。 ◎介助によって、着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用される介助用ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースをとるようにする。 ◎介助用ベッドには、転落の危険がある旨の表示をして注意喚起をする等の転落防止策を講ずる。 ◎介助用ベッドの寸法の検討に際しては、施設を利用する障がい者等のニーズを踏まえて決定する。 ◎介助用ベッドを設置する際には、車椅子使用者の利用に支障がないよう配置を工夫する。 ◎折畳み式ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とする。 ◎戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には介助用ベッドを設けない。 ◎緊急時において、折畳み式介助用ベッド等を使用している状態でも人の出入りができるように、介助用ベッドの位置と出入口の位置関係に配慮する。 	<p>→【図 8.13】参照</p>
<p>警報装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備える。 ◎フラッシュライト等は、便房の扉を閉じた状態で、全ての便房内からその点滅が十分識別できる位置に設置するとともに、その点滅が緊急事態を表す旨を便所内に表示する。 	<p>→「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」（平成 28 年 9 月 6 日付け消防予第 264 号）参照</p>
<p>男女共用便所・便房</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎視覚・知的・発達障がい者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設ける。また、男女共用便所・便房が整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。 ◎男女が共用利用できる便房を設ける際は、男女共用であることを、文字や図記号等により、分かりやすく示す。 ◎男女共用便房トイレには、汚物入れを設置する。 	
<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎便座は、温水洗浄便座とする。 ◎便座には背もたれを設置する。 ◎発達障がい等による感覚過敏への配慮として、十分な換気等による臭気等の対策や、音や光について可能な限り低刺激である設備機器の採用を行う。 ◎便房の近くには、介助者が待つためのベンチ等を設ける。 ◎乳幼児設備を有する便房は、ベビーカーとともに入ることの可能なゆとりある広さとする。 	

◆車椅子使用者用便房

設置数

- ◎便所が設けられている階の車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が 200 以下の場合には便房総数の 1/50 を乗じて得た数以上、当該階の便房の総数が 200 を超える場合は便房総数の 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とする。

戸

- ◎手動式の戸の握り手は棒状のものとし、自動的に戻らないタイプとする。
- ◎大きなレバーとする等、指の不自由な人でも容易に施錠できるものとし、非常の場合を考慮して、外部からも解錠できるものとする。
- ◎電気施錠とし、使用中ランプ、扉の開閉を連動させる。
- ◎戸の開閉ボタンと照明等との連動は、特に介助者が外に出て閉ボタンを押す場合等に消灯しないような配慮も必要となる。
- ◎開閉ボタンは、手かざしセンサー式を避け、操作しやすい押しボタン式とする。
- ◎視覚障がい者等の利用に配慮し、施錠を示す色等に配慮する。

便器

- ◎車椅子のフットサポートのあたりにくい便器とする。

スペース

- ◎便器の前方に 120cm 以上、側面に 70cm 以上の移乗用のスペースを確保して、衛生機器等を設置する。
- ◎便房は、電動車椅子使用者が利用しやすい空間（220cm×220cm 以上）を確保する。

その他の注意事項

- ◎一般より大きい汚物入れを設ける。
- ◎大型の電動車椅子使用者等が回転できない場合に後進で退出することを配慮し、後方確認用の鏡を設置する。
- ◎便房の利用形態は、障がいによって多種多様である。このため、車椅子使用者用便房を複数設ける場合には、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人の利用が可能となるよう配慮する。
- ◎複数設置する場合は、設備のレイアウトを左右対称にし、便器へのアクセスを右側・左側からのどちらでも選択できるようにする。
- ◎介助者が便房を一時退出する際に、便房の外から利用者が見えることのないよう、戸の内側にカーテンを設置するなど配慮する。
- ◎確認ランプ付き呼出し装置、廊下標示ランプ、事務所警報盤を設ける。
- ◎温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横の操作ボックスではなく、壁付けとする。
- ◎洗面所の鏡は、洗面器上端から上方へ 100cm、若しくは可動式とする。

→【図 8.14】参照

◆簡易型車椅子使用者用便房

簡易型車椅子使用者用便房 ◎高齢者、障がい者等が外出や社会活動に参加するためには、高齢者、障がい者等が利用しやすい便所が設けられていることが重要であるため、特に高齢者、障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）については、一般便所の中にも、車椅子で使える最小限の寸法の便房（簡易型車椅子使用者用便房）を設ける。 ◎車椅子使用者用便房として設けた便房とは別に、一般便所の中に車椅子使用者が利用できる便房（簡易型車椅子使用者用便房）を設ける場合は、以下の数値以上とする。また、当該便房までのアクセスに支障のない空間を確保し、当該便房出入口の戸は引き戸を原則とする。 直進又は側方進入の場合：幅 130cm 以上、奥行きは 200cm 以上 側方進入の場合：幅 150cm 以上、奥行きは 180cm 以上 ◎壁の隅に出入口がある場合には、車椅子使用者が戸や取っ手に近寄ることが困難な場合もあり、限られたスペースにおいて車椅子使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸の形式、取っ手の位置や形状、錠の位置等の工夫を行う。	→【図 8.4】参照
---	------------

◆水洗器具

水洗器具 ◎汚物流しは、腹部の洗浄のため温水が出るようにする。 ◎オストメイト用設備を設けた便房の鏡は、全身を映すことができるものとする。 ◎手荷物等をかけるフック、手荷物置き場、パウチ等の廃棄等のための汚物入れ、着替え台を設置する。 ◎腹部等を洗浄しやすいよう水栓はハンドシャワー型とする。 ◎手洗い用の石けん、ペーパータオル又はハンドドライヤーを設置する。 ◎オストメイト用設備をより多く整備するため、オストメイト用汚物流しを複数設ける。また、複数設置するスペースをとれない場合には、オストメイト用汚物流しを設けた便房以外に、オストメイト用簡易型水洗器具を設置した便房を設ける。 ◎各種設備機器については、開発途上のももあり、今後技術革新や製品開発の進捗によって適宜導入を図る。	→【図 8.15】参照
---	-------------

◆一般便所

戸 ◎一般便所の出入口には原則として戸は設けない。 ◎車椅子使用者用便房を設置していない一般便所においても、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
便器 ◎男女とも、各便所に 1 以上の車椅子使用者も利用可能な腰掛便座を設け、着座や立ち上がり等のための手すりを設置して、便房扉は外開き戸又は引き戸等とする。	
手すり ◎和洋式を問わず、全ての便房に L 型手すりなどの使用しやすい手すりを設置する。	

<p>呼出しボタン</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎非常用の呼出しボタンには、点字による表示を行う。 ◎非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ◎便座及び車椅子に座った状態から、手の届く位置に設ける。また、床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置にも設ける。 	<p>→資料編 P2-14 参照</p>
<p>洗面・水栓金具</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎水栓金具はレバー式、光感知式等簡単に操作できるものとする。 ◎車椅子使用者が利用できるよう洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ◎吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置（手前縁から 30cm 程度）に設ける。 ◎鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100cm 以上の高さで設置する。 ◎1 以上の洗面器には、杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。 ◎手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。 ◎子ども等の利用の際に吐水口まで手が届きやすいよう、高さ 55cm 程度、奥行き 45cm 以内、洗面台の端部から吐水口まで 30cm 以内の洗面器も設ける。 	<p>→【図 8.7】参照</p> <p>→【図 8.7】参照</p> <p>→【図 8.7】参照</p>
<p>設備・備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎小便器や洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設ける。 	
<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎一般用便所は、車椅子使用者用便房に近接した位置に設ける。 ◎便所・便房の出入口位置を知らせるための視覚障がい者誘導用ブロックを適切に配置するとともに、音声や点字により男女別位置等を案内する。 ◎洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。 ◎洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 ◎使用中の標示は分かりやすい位置に設ける。 	<p>→資料編 P2-14 参照</p>

◆ソフト面の工夫

<ul style="list-style-type: none"> ◎「車椅子使用者用便房しか利用できない人がいるため、車椅子使用者用便房の利用に当たっては優先される人がいる」ということについて、使用ルールの明示や普及啓発等を行う。 <p>※記載例 「一般トイレを利用できる方が、車椅子使用者対応トイレを長時間利用することは控えましょう。」</p>	
--	--

《ニーズと対応した便所・便房と設備の組み合わせ※1 (●：遵守基準、○整備基準、◎望ましい整備)》

区分	車椅子使用者用便房			オストメイト対応	乳幼児対応	男女共用
	十分な空間の確保	介助用ベッド付き	出入口幅			
2,000 m ² 以上の建築物	● 直径 180cm の内接円、 かつ便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・3	◎ ※2	●85cm 以上 ○85cm 以上 ◎90cm 以上	●○	●○	◎
2,000 m ² 未満の建築物	● 直径 150cm の内接円、 かつ便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・3・4	◎ ※2	●85cm 以上 ○85cm 以上 ◎90cm 以上	●○	●○	◎
200 m ² 未満の建築物 (小規模建築物の基準)	● 便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・4・5	—	●80cm 以上 ○85cm 以上	○	○	—

- ※1 視覚・知的・発達障がい者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。また、男女共用便所・便房が整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。
- ※2 車椅子使用者用便房のうち1以上。
- ※3 ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は、内法寸法に含めないことを原則とする。
- ※4 建築物の延べ床面積の合計が 1,000 m²以下の施設で構造上やむを得ない場合等：便房の内法 130cm×200cm（直進及び側方進入）又は、150cm 以上×180cm（側方進入）以上の簡易型車椅子使用者用便房を確保する。
- ※5 既存建築物の改修等の構造上やむを得ない場合は、内法 120cm×220cm 以上（側方進入）、又は、内法 100cm×180cm 以上（直進進入）のものを設置する。

《 解 説 》

【解説8.1】 不特定多数の者等が利用する便所*¹の設置基準

《遵守》 不特定多数の者等*²が利用する階の数以上設置。

《整備》 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障がい者等が利用する階の数以上設置。

* 1 不特定多数の者等が利用する便所とは…

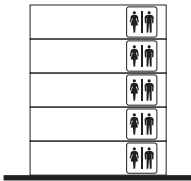

《遵守基準》 → 「不特定多数利用便所」

● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

《整備基準》 → 「(1)に規定する便所」

○ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

* 2 努力基準においては「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等」

	ケース 1 (標準的な場合)	ケース 2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の 設置イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数	5 以上	3 以上

【解説8.2】 便所の数の考え方について

① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置されている場合、
男子用と女子用の1組で1箇所とする。

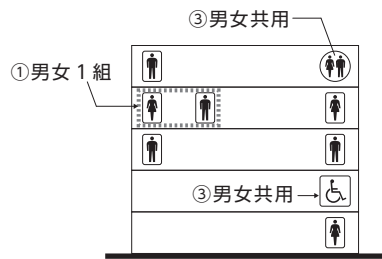
※ 同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所と考える。

② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置されている場合、
当該便所ごとに1箇所とする。

※ 男女1組に加え、男子用または女子用の便所を設ける場合は2箇所とする。

※ 同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合、
当該便所ごとに1箇所とする。

③ 男子用及び女子用の区別
を設けず、共用便所とし
て設置されている場合、
当該便所ごとに1箇所と
する。

不特定多数の者等*が 利用する便所の 設置イメージ		便所の 箇所数
	2 2 2 1 1	
不特定多数の者等が 利用する便所の箇所数	8 (内訳：男女1、男子3、女子2、共用2)	

《 解 説 》

【解説8.3】 不特定多数の者等が利用する階から除外する階

- ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつ
その階の出入口付近（近接）にある階。
- ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階。
- ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階。
- ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階。

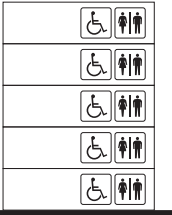
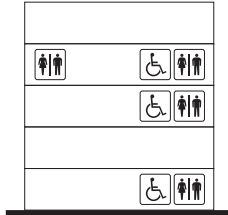
	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の 設置イメージ	<p style="text-align: center;">※ 便所を設ける施設に近接する位置に 複数棟ある場合、それぞれが本要件 に該当するものとする</p>	<p style="text-align: center;">※ATM・駐車場のみ</p>	<p style="text-align: center;">※商業施設の1階部分 で施設の管理運営上 設置が困難</p>
階数	5	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数 (A)	5	5	5
除外する階の数 (B)	1	2	1
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数 (A)-(B)の数	4 以上	3 以上	4 以上

《 解 説 》


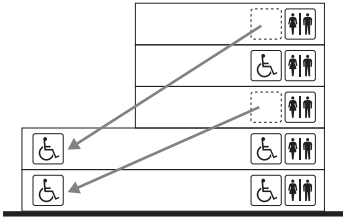
【解説8.4】 車椅子使用者用便房の設置基準

《遵守》 不特定多数の者等が利用する便所(解説8.1参照)を設ける階ごとに1以上設置。
ただし、以下の場合は除く。

- ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が
同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある場合。
- ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合。
- ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が
10,000㎡を超える階（大規模階）の場合。（解説8.5参照）
- ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が
1,000㎡未満の階（小規模階）の場合。（解説8.6参照）

	ケース1	ケース2 (便所がない階がある場合)
車椅子使用者用便房 の設置イメージ		
不特定多数の者等が 利用する便所設置階数	5	3
車椅子使用者用便房 の必要設置数	5以上	3以上

* ケース2の4階のように、「不特定多数の者等が利用する便所」が同じフロアに複数箇所設置されていても、車椅子使用者用便房は1箇所以上の設置で足りる。

	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便房 の設置イメージ	 ※サービスエリアなど	
不特定多数の者等が 利用する便所設置階数	2	5
車椅子使用者用便房 の必要設置数	2以上	5以上

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所ずつ設ける必要がある。
- ・ただし、男子用（又は女子用）のみの不特定多数の者等が利用する便所が設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる。

《 解 説 》

【解説8.5】 車椅子使用者用便所の設置基準

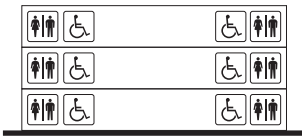

(10,000㎡を超える階 (大規模階) の場合)

《遵守》 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が

10,000㎡を超え、40,000㎡以下の場合 → 2 か所

40,000㎡を超える場合 → 床面積×1/20,000 (1未満は切り上げ)

なお、当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が上記面積から算定した箇所数よりも少ない場合、不特定多数の者等が利用する便所の箇所数とする。

	ケース 1 (30,000㎡/階 の場合)	ケース 2 (70,000㎡/階 の場合)
車椅子使用者用便房 の設置イメージ		
各階の床面積から算定する 車椅子使用者用便房の 必要設置数 (A)	40,000㎡以下のため 2	$70,000㎡ \times 1/20,000 = 3.5$ (1未満切り上げ) ⇒ 4以上
当該階の 不特定多数の者等が 利用する便所設置数 (B)	2	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 《1階・2階》 3 ↓ </div> <div style="text-align: center;"> 《3階》 5 </div> </div>
当該階に設ける 車椅子使用者用便房の 必要設置数 (A)と(B)の少ない方の数)	2以上	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">3以上</div> <div style="text-align: center;">4以上</div> </div>

《 解 説 》

【解説8.6】 車椅子使用者用便所の設置基準（1,000㎡未満の階（小規模階）の場合）

《遵守》 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が

1,000㎡未満の場合 → 床面積×1/1,000（1未満は切り捨て）

なお、上記の面積から算定した箇所数よりも小規模階における便所設置階数（不特定多数の者等が利用する便所が設置されている階数）が少ない場合、便所設置階の数とする。

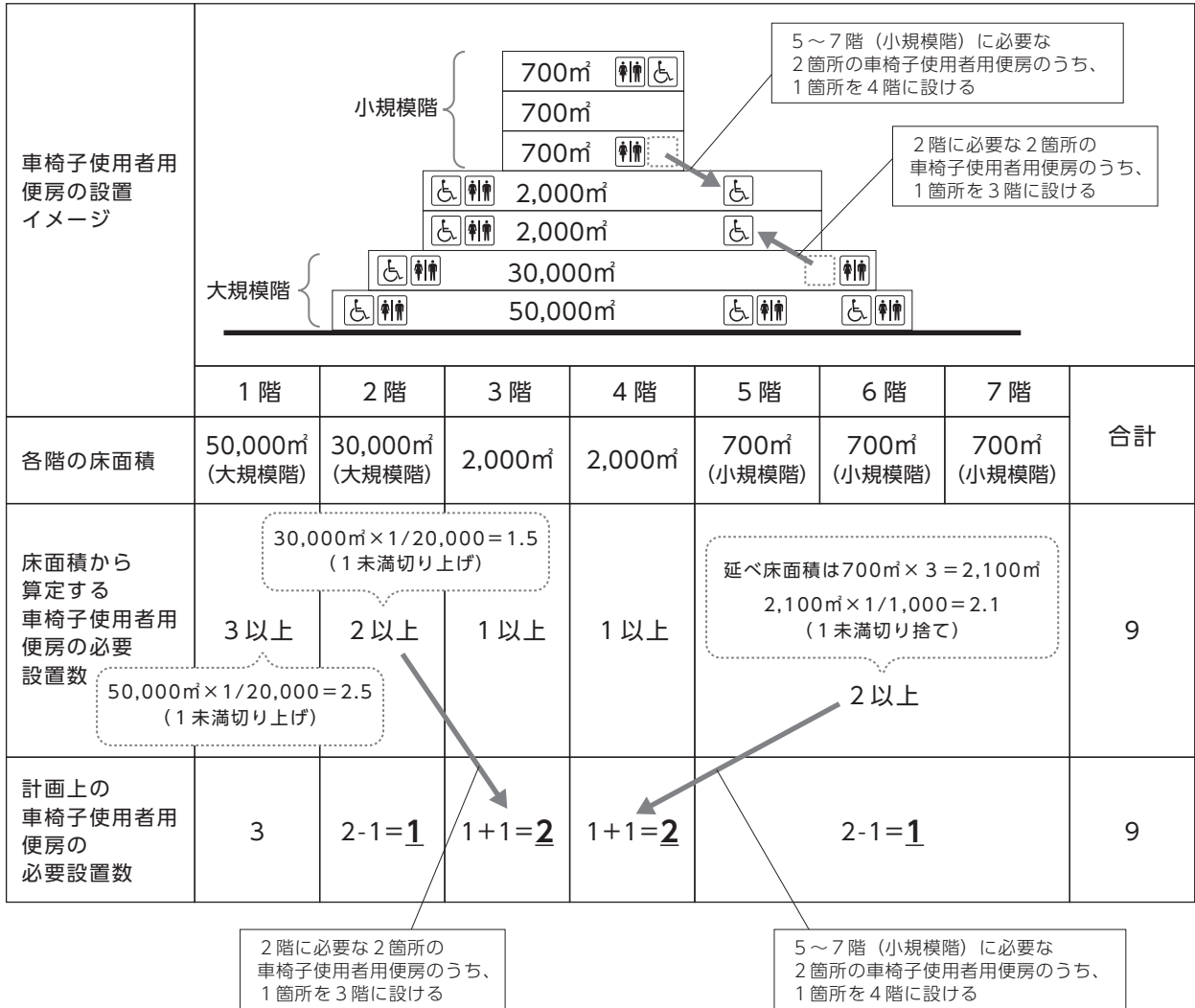
	ケース1 (480㎡/階 の場合)	ケース2 (700㎡/階 の場合)	ケース3 (960㎡/階 の場合)
車椅子使用者用便所の設置イメージ			
不特定多数の者等が利用する部分の床面積	2,400㎡	3,500㎡	4,800㎡
床面積から算定する車椅子使用者用便所の必要設置数 (A)	$2,400\text{㎡} \times 1/1,000 = 2.4$ (1未満切り捨て) ⇒ 2以上	$3,500\text{㎡} \times 1/1,000 = 3.5$ (1未満切り捨て) ⇒ 3以上	$4,800\text{㎡} \times 1/1,000 = 4.8$ (1未満切り捨て) ⇒ 4以上
不特定多数の者等が利用する便所設置数 (B)	5	5	5
車椅子使用者用便所の必要設置数 ((A)と(B)の少ない方の数)	2以上	3以上	4以上

	ケース4 (700㎡/階 の場合)	ケース5 (400㎡/階 の場合)	ケース6 (400㎡/階 の場合)	ケース7 (300㎡/階 の場合)
車椅子使用者用便所の設置イメージ				
不特定多数の者等が利用する部分の床面積	2,800㎡	1,200㎡	800㎡	300㎡
床面積から算定する車椅子使用者用便所の必要設置数 (A)	$2,800\text{㎡} \times 1/1,000 = 2.8$ (1未満切り捨て) ⇒ 2以上	$1,200\text{㎡} \times 1/1,000 = 1.2$ (1未満切り捨て) ⇒ 1以上	$800\text{㎡} \times 1/1,000 = 0.8$ (1未満切り捨て) ※ただし、床面積に関係なく、最低1以上必要 ⇒ 1以上	$300\text{㎡} \times 1/1,000 = 0.3$ (1未満切り捨て) ※ただし、床面積に関係なく、最低1以上必要 ⇒ 1以上
不特定多数の者等が利用する便所設置数 (B)	3	3*	2	1
車椅子使用者用便所の必要設置数 ((A)と(B)の少ない方の数)	2以上	1以上	1以上	1以上

※不特定多数の者等が利用する便所が1階と2階、3階に設置されているため。

《 解 説 》

【解説8.7】 1,000㎡未満の階（小規模階）と、10,000㎡を超える階（大規模階） が混在する場合の車椅子使用者用便所の設置例



《 解 説 》

【解説8.8】 車椅子使用者用便房に係る移動等円滑化経路等

	ケース 1	ケース 2	ケース 3
車椅子使用者用便房の設置イメージ			
エレベーター等の設置	必要	必要	必要

	ケース 4	ケース 5
車椅子使用者用便房の設置イメージ		
エレベーター等の設置	不要	必要

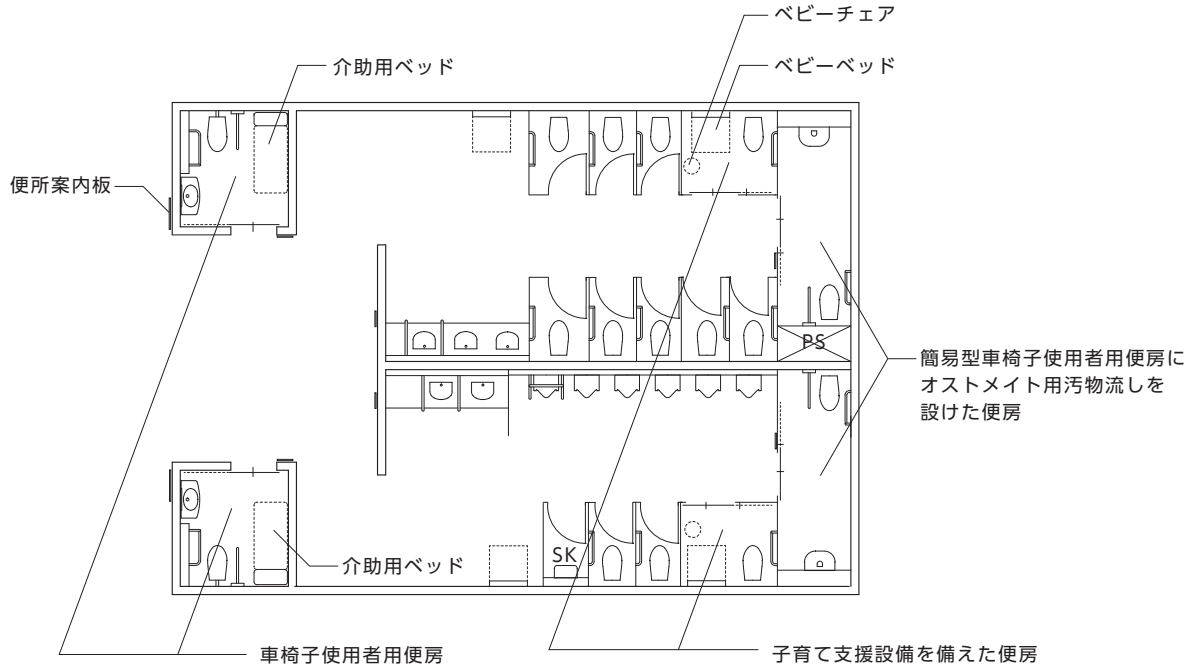
- 居 利用居室(等)
- 道等から利用居室(等)までの移動等円滑化経路等
- 利用居室(等)から車椅子使用者用便房までの移動等円滑化経路等
- エレベーター等の設置が必要な上下移動に係る部分

《 参 考 図 》

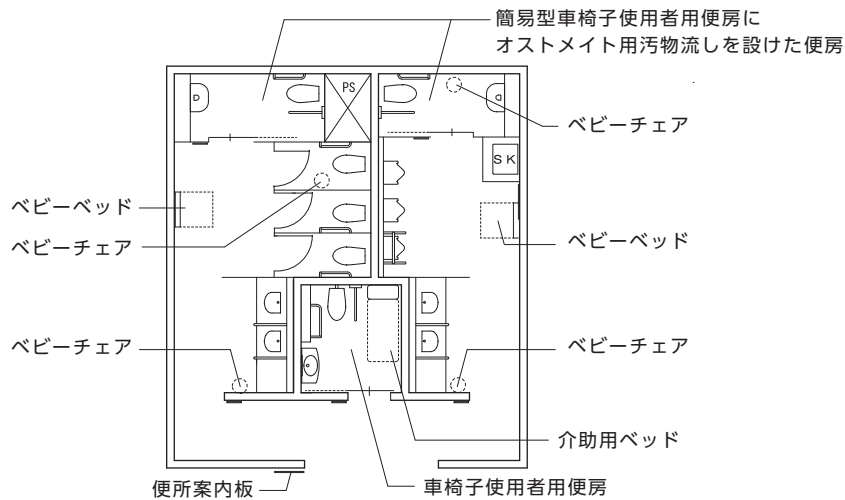
【図8.1】機能分散に配慮した便所の配置例

(1) 車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流し及び子育て支援設備を設けた各便房を分散して設置した例

■多数の車椅子使用者を見込み、複数の車椅子使用者用便房と簡易型車椅子使用者用便房を設置した例



■ベビーベッドを便房の外におき、便房数を確保した例



■便房設備の表示例

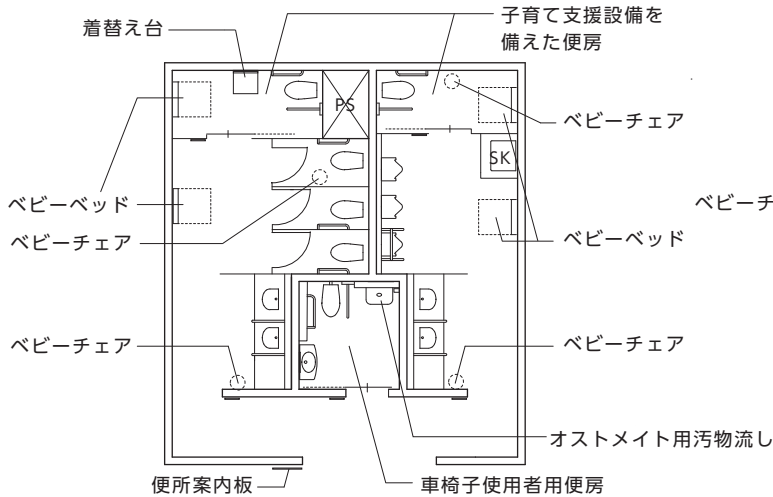
- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。



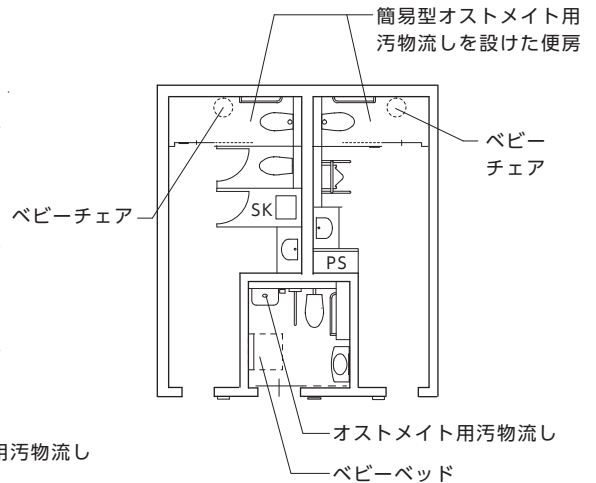
《 参 考 図 》

(2) 全ての機能を分散して配置することが困難である場合で、車椅子使用者用便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別の機能を持った便房や簡易型便房を設置した例

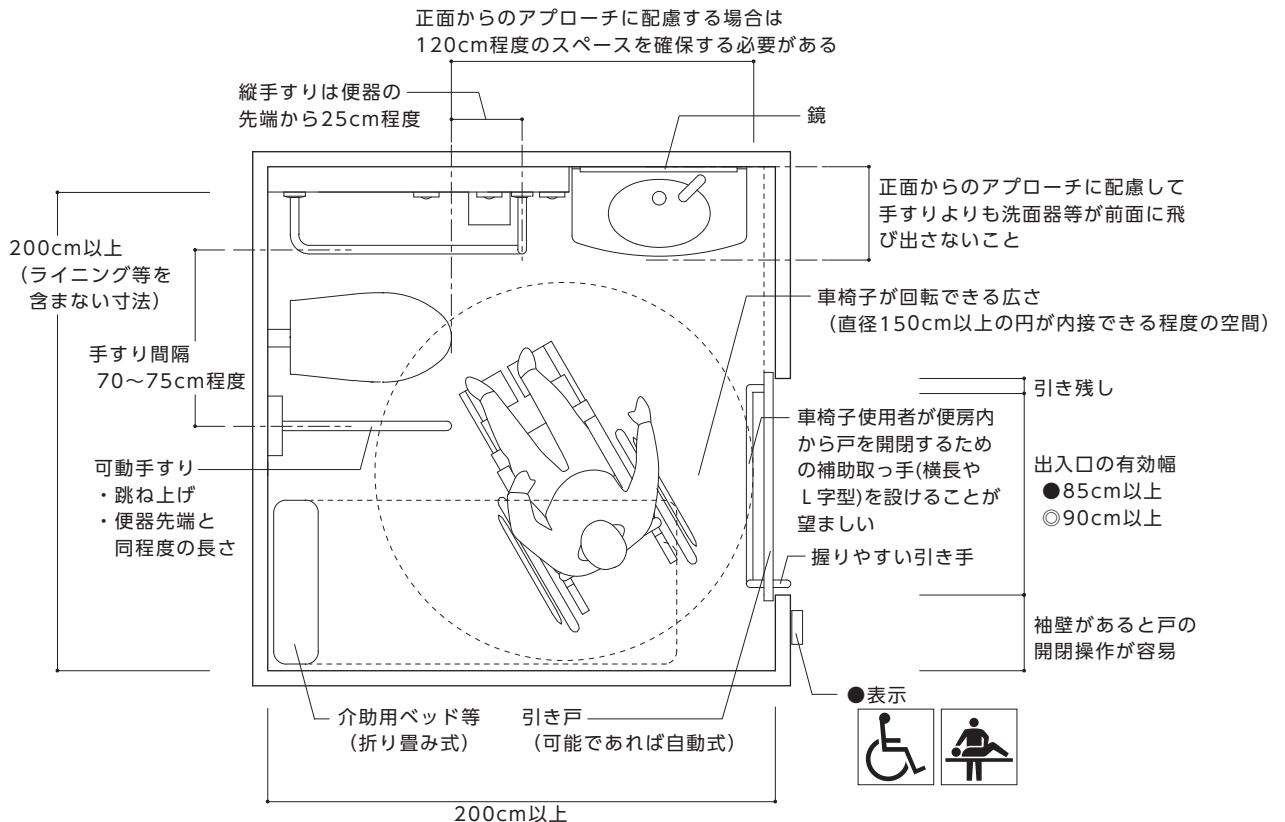
■車椅子使用者用便房と別に子育て支援設備を設けた便房を設置した例（乳幼児連れの利用者が見込まれる施設では利用集中を避ける）



■車椅子使用者用便房と別に簡易オストメイト設備を設けた便房を設置した例



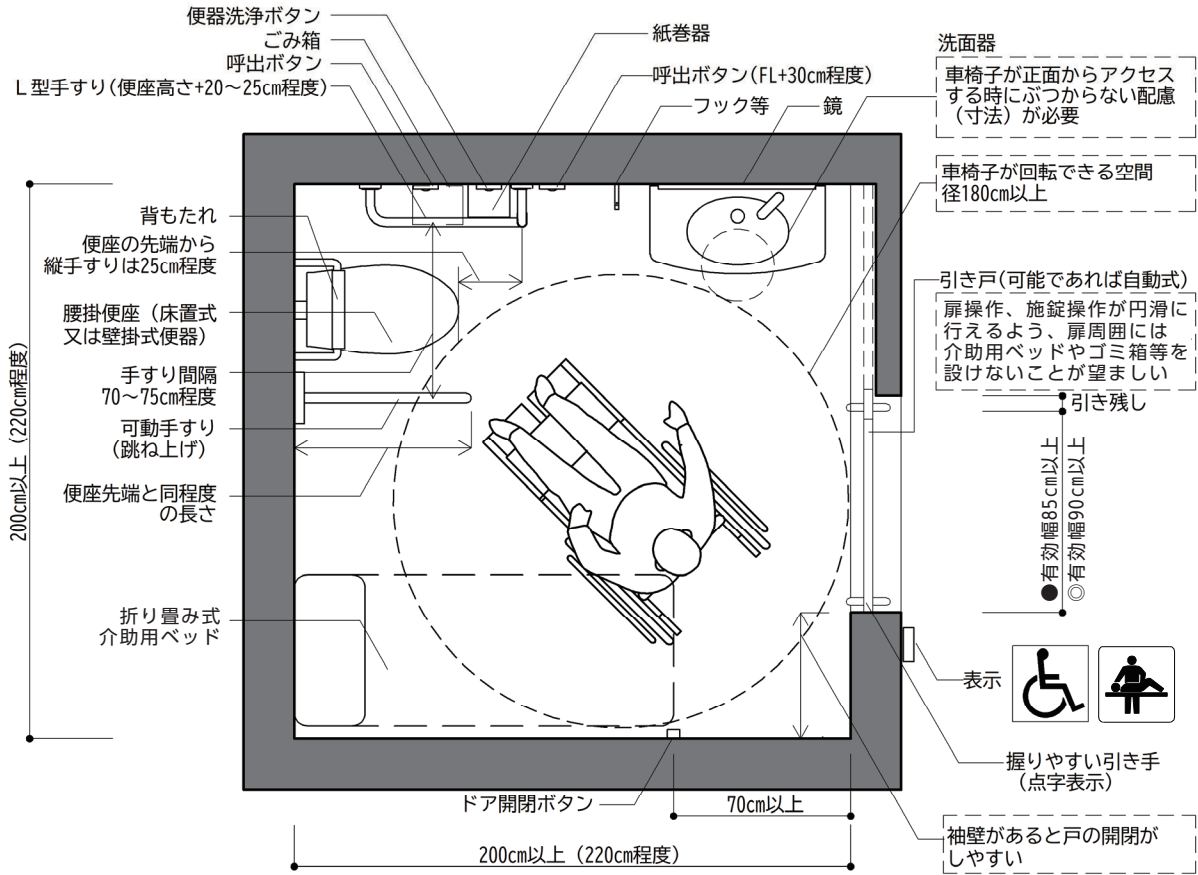
【図8.2】車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



※介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。また、次使用する人のために折り畳んでから退室するよう注意喚起を行う。

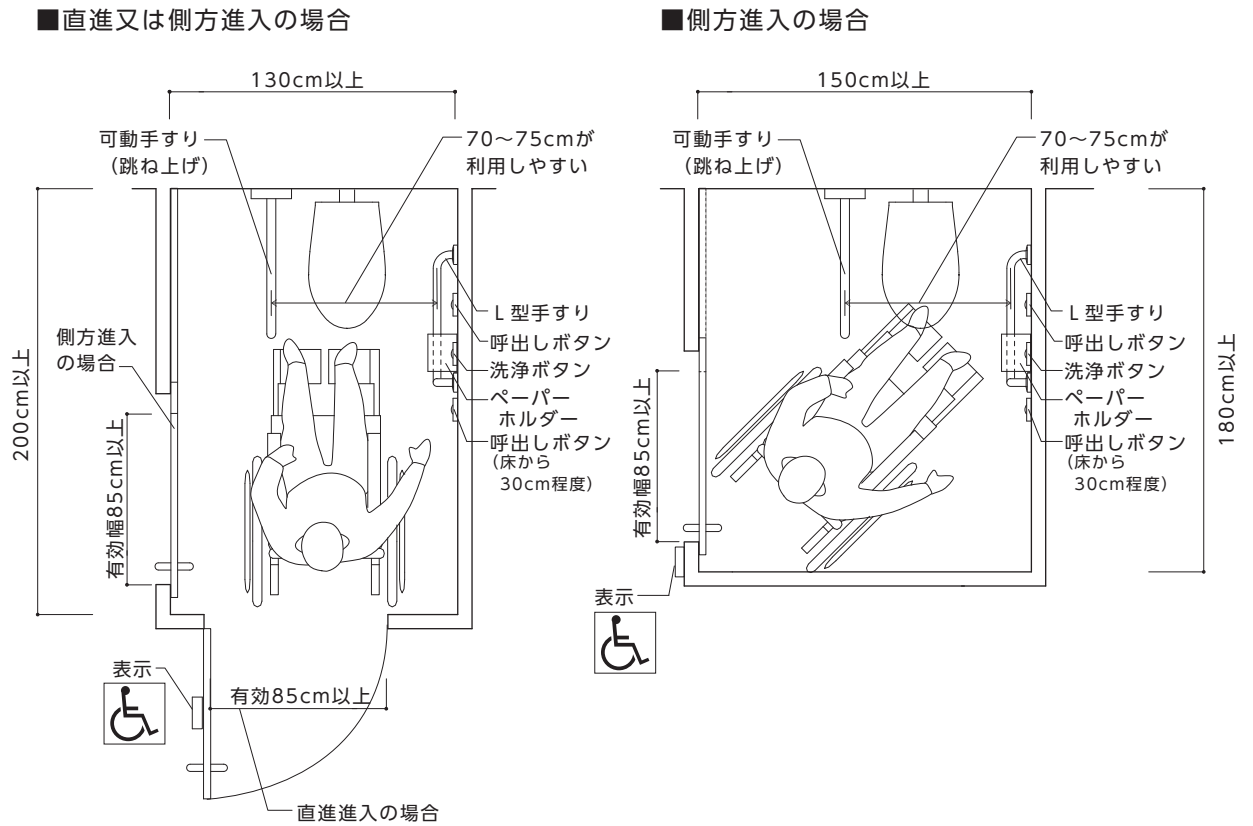
《 参 考 図 》

【図8.3】床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、
又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に
設ける車椅子使用者用便房の例



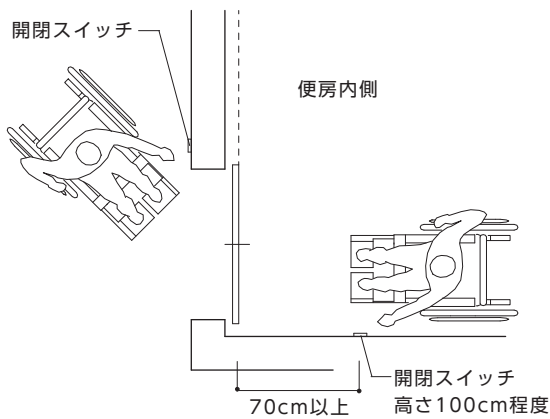
《 参 考 図 》

【図8.4】簡易型車椅子使用者用便房の例

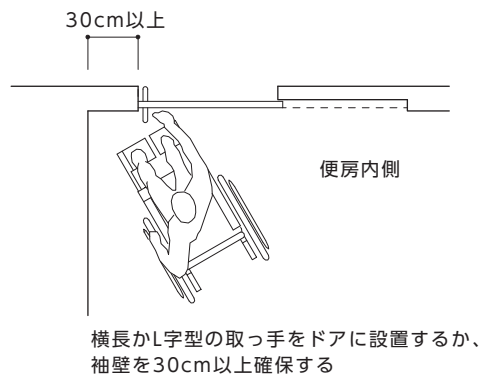


【図8.5】開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

■自動ドア（引き戸）の場合

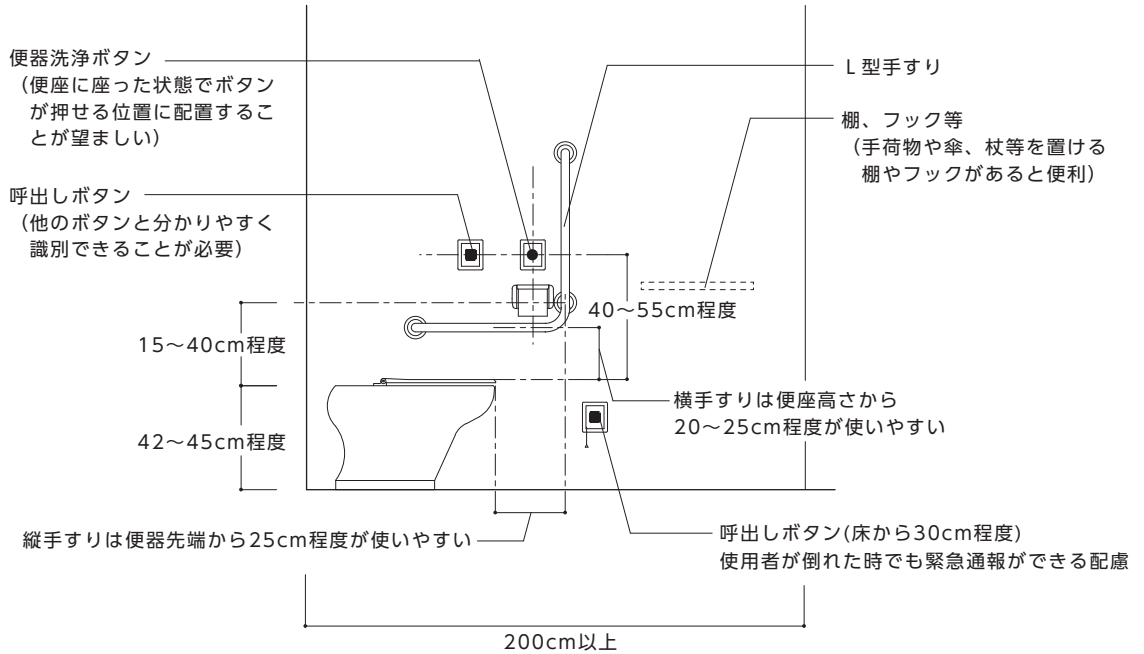


■手動ドア（引き戸）の場合



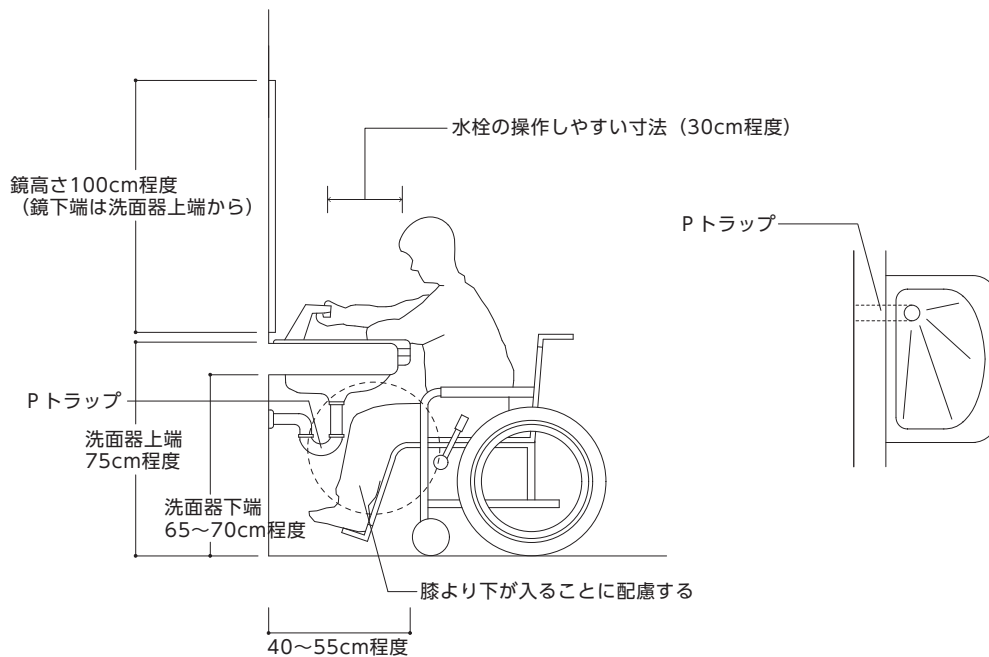
《 参 考 図 》

【図8.6】 ボタンの配置例



※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

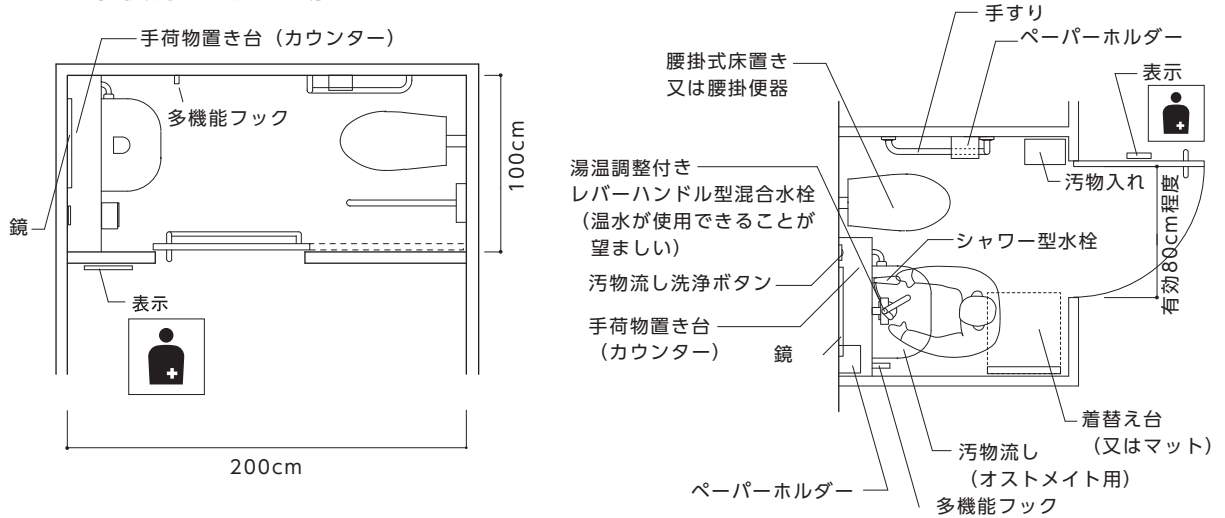
【図8.7】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台



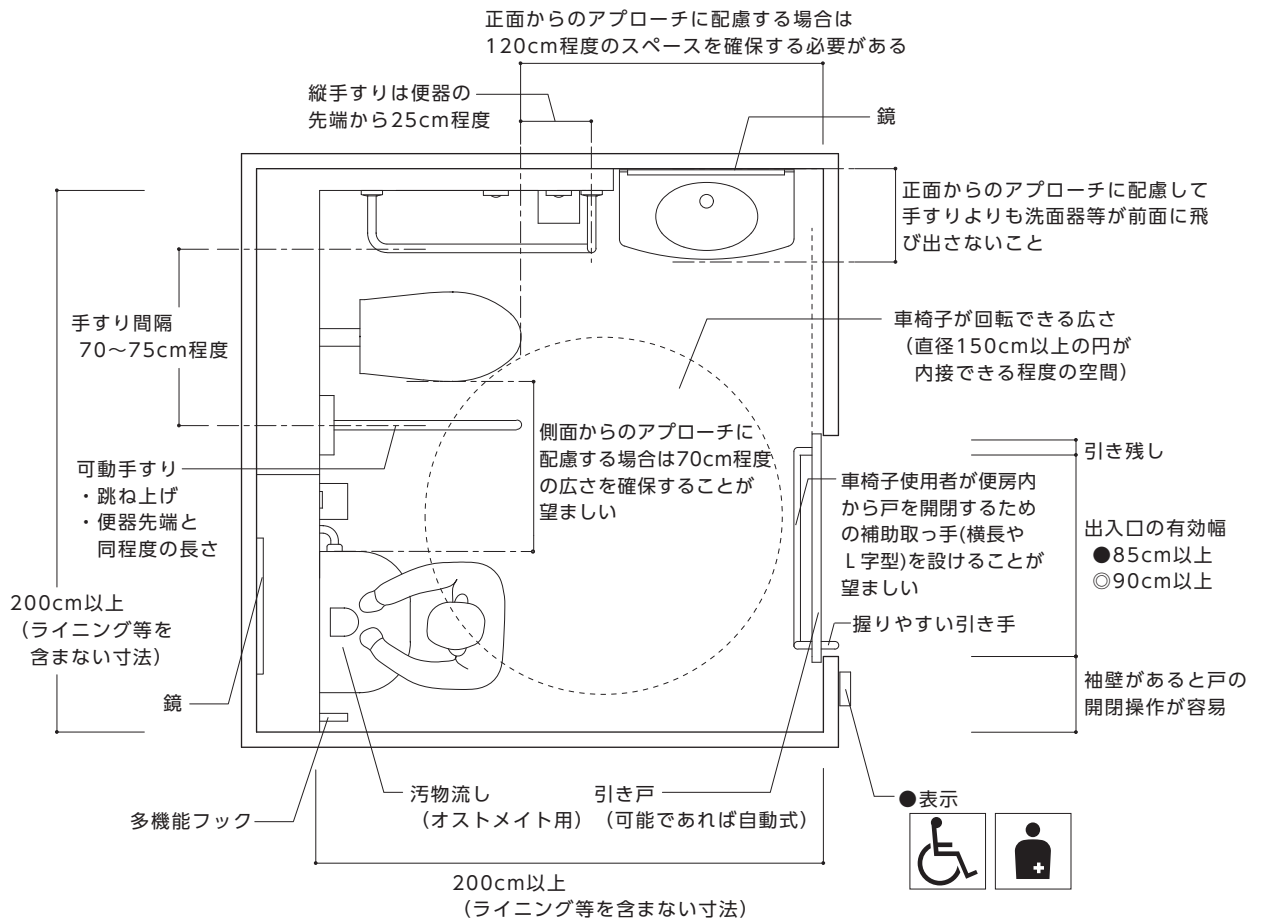
《 参 考 図 》

【図8.8】 オストメイト用汚物流しを設けた例

■一般便房に設けた場合

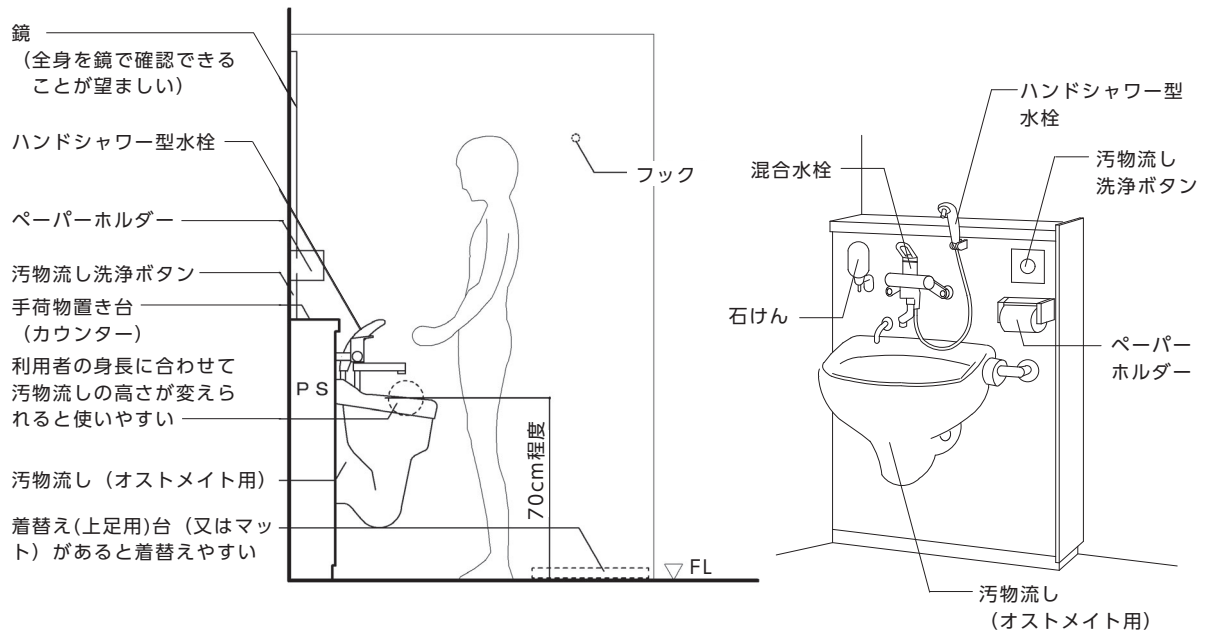


■車椅子使用者用便房に設けた場合

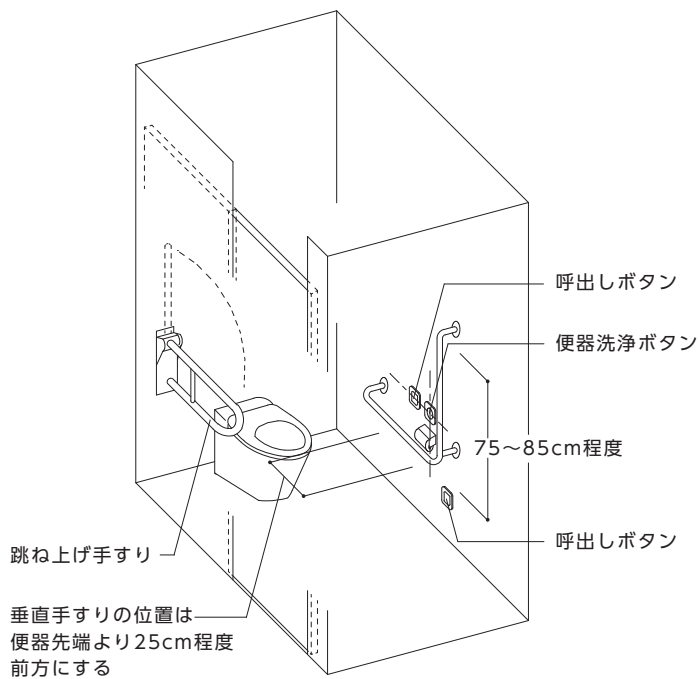


《 参 考 図 》

【図8.9】 オストメイト用汚物流しの例



【図8.10】 大便器の手すりの例

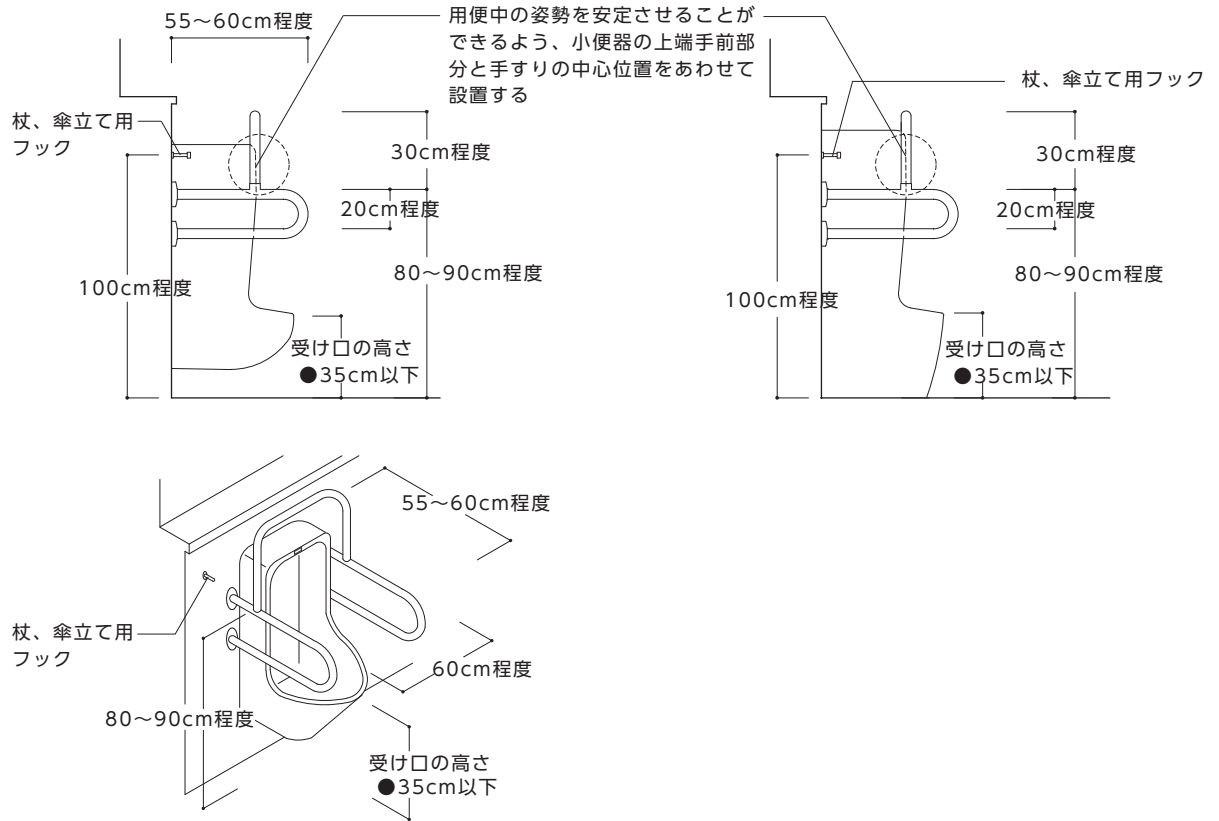


《 参 考 図 》

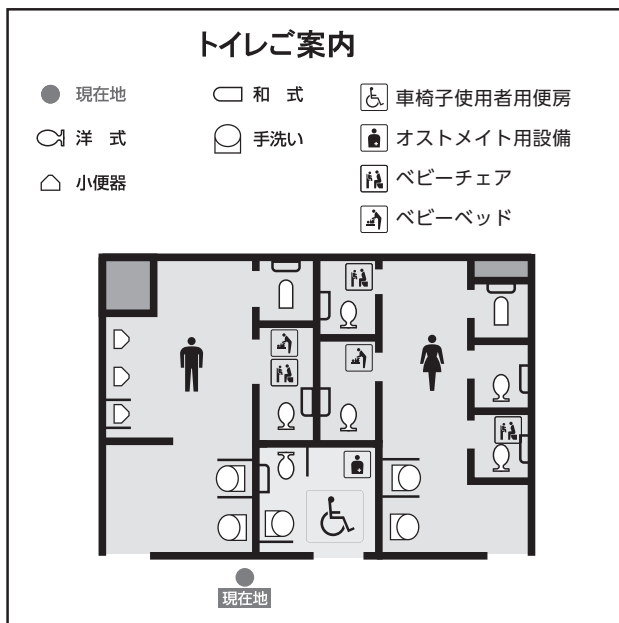
【図8.11】 小便器の手すりの例

■壁掛式低受け口

■床置き式ストール



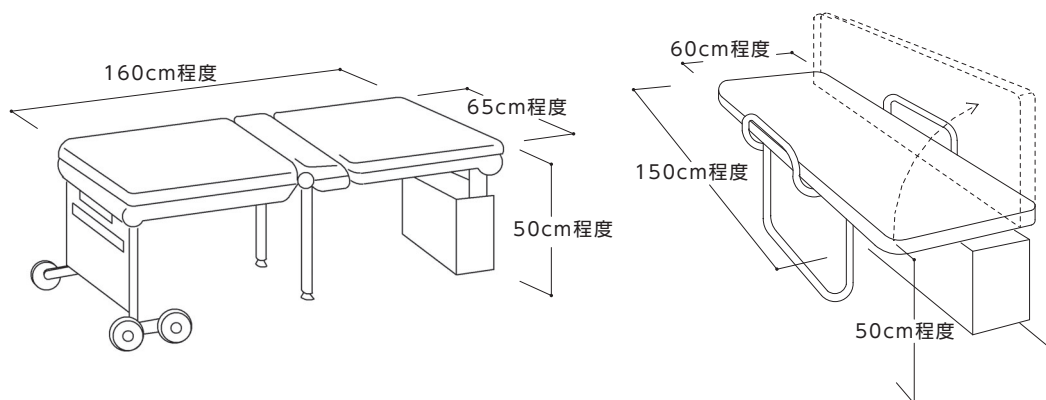
【図8.12】 視覚障がい者に配慮した便所の案内板の例



・触知案内図はJIS T 0922 に準じる。

《 参 考 図 》

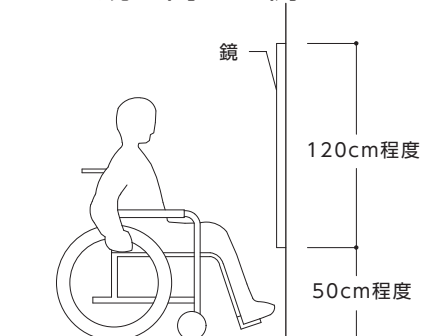
【図8.13】 折り畳み式介助用ベッドの例（幼児～大人まで：折り畳み収納型）



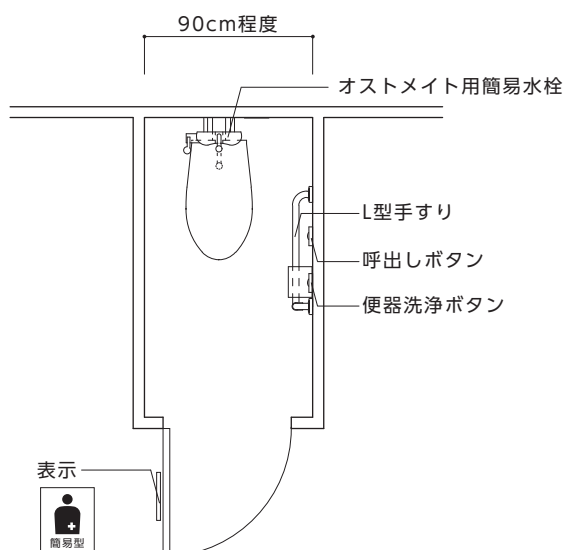
【写真8.1】 背もたれ



【図8.14】 便房内の身づくろい用鏡の高さの例



【図8.15】 オストメイト用簡易水栓を設けた例

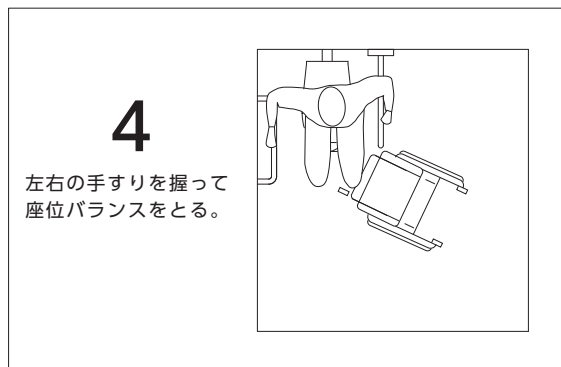
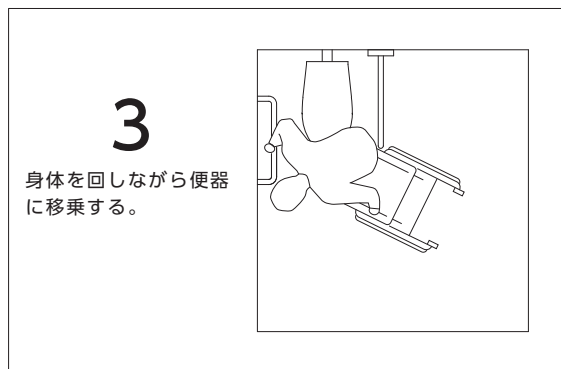
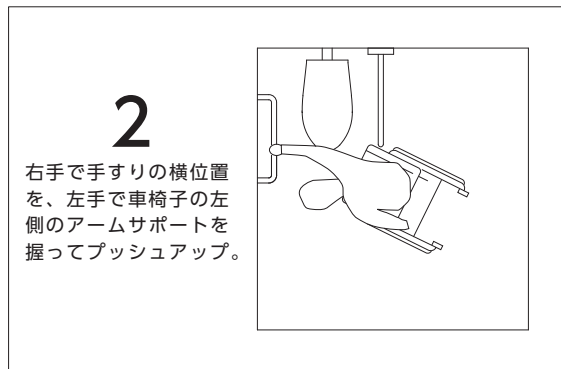


《 参 考 図 》

【図8.16】 車椅子による便器へのアプローチの例

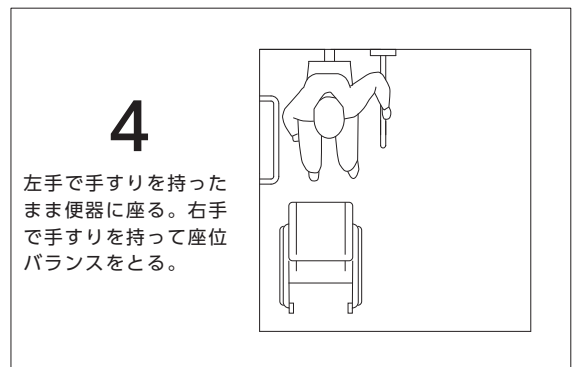
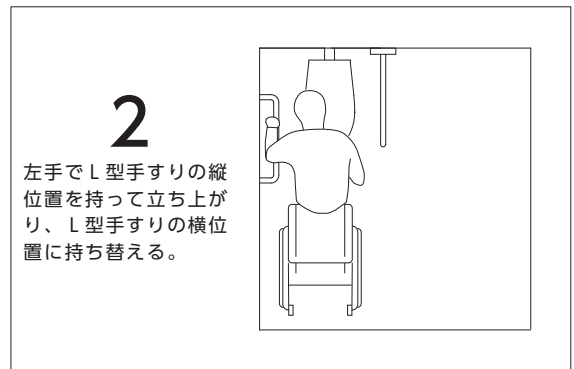
■便器へ斜めからアプローチする例

(腕の力だけで身体を支えることができる人の場合の一例)



■便器へ正面からアプローチする例

(多少、足に体重をかけることができる人の場合の一例)



9 浴室又はシャワー室

●基本的考え方●

浴室又はシャワー室は下肢の不自由な障がい者が利用できることを最低条件とし、車椅子が横付けできるスペースや、できれば介助者用のスペースを確保するとよい。

整備基準	
遵守基準	
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する浴室等を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
(2) (1)の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。	(2) 同左
ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	ア 同左
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	イ 同左
ウ 出入口は、次に掲げるものであること。	ウ 同左
(ア) 幅は、85cm以上とすること。	(ア) 同左
(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	(イ) 同左

■整備基準の解説

(1) 床面

- 浴槽内や浴室等の床は滑りやすいので、仕上げ材料を工夫する。洗い場は滑りにくい材料とするとともに、石けん水が床面一面に広がらないよう、排水溝や排水口の位置に留意する。
- 水仕舞との関係を工夫し、出入口から浴槽又はシャワーブースまでの床面には、車椅子使用者の通行の支障となる段差を設けない。ただし、排水等の対応によりやむを得ず段差があるものを採用する場合は、水仕舞との関係を工夫し、車椅子使用者等の通行の支障にならないように、段差を2cm以下に抑えるとともに、すりつけ等の配慮をする。
- 排水溝、排水口を設ける場合は、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造で、表面が滑りにくい仕上げの溝蓋、すのこを設ける。

→2cm以下の段差は許容

(2) ア 設備

- 「浴槽、シャワー、手すり等」とは、具体的には、浴槽、シャワー、手すりのほかに、水栓金具、非常用の呼出しボタン、車椅子から移乗できる移乗台などが挙げられる。
- 浴室又はシャワー室は、高齢者や障がい者等にとって転倒等の危険性の高い場所であり、障がいの種類、程度、介助者の有無等を考慮して、浴室又はシャワー室の形状や設備を計画する必要がある。

→【図 9.1】
【図 9.2】参照

(浴槽)

- 浴槽のわきに、車椅子から乗り移り、浴槽に移動できるような移乗台を設ける。
- 移乗台の高さは 40～45cm 程度とし、高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とする。

(手すり)

- 手すりは、浴槽、洗い場又はシャワーブースの周囲に設ける。
- 水平・垂直の両タイプとする。特に洗い場と浴槽での移動に際して、立ち上がる動作を補助するための垂直タイプの手すりを設ける。

(シャワー)

- シャワー、水栓金具は座ったまま届く位置に設ける。
- シャワーはハンドシャワーとし、シャワーヘッドかけを使いやすい位置に上下 2 か所設けるか、垂直方向にスライド調整できるものとする。

(水栓金具)

- 水栓金具は、温水の混合操作を容易にするため、自動温度調節器（サーモスタット）の付いたレバー式など、簡単に操作できるものとする。

(呼出しボタン)

- 非常用の呼出しボタンを設ける場合は、洗場及び浴槽から手の届く位置にループやひもをつける。

イ スペース

- 車椅子使用者が円滑に利用できるよう、車椅子が回転できる広さ（直径 150cm 以上の円が内接できる程度の空間）を確保する（内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい）。

ウ 出入口

(有効幅)

- 出入口の有効幅は 85cm 以上とする。

(戸)

- 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。
一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。
- 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。
- 自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるので配慮を要する。
- 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。
- 車椅子使用者が円滑に浴室等に入れるように、戸の前後に段差を設けない。

→【図 9.3】参照

■望ましい整備

◎全ての浴室等を基準に適合させる。

出入口

- ◎出入口の有効幅は 90cm 以上とする。
- ◎出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm 角以上の水平なスペースを設ける。

シャワー、手すり等

- ◎必要に応じ、手すりを連続させる。
- ◎片麻痺者等の利用を考慮して両側に設置する。

スペース

- ◎車椅子で浴槽に接近できるスペースを確保する。
- ◎浴槽のまわりには三方向から介助できるスペースをとる。

段差

- ◎水仕舞との関係を工夫し、出入口から、浴槽又はシャワーブースまでの床面には段差を設けない。

浴室

- ◎浴槽は和洋折衷のものとし、深さは 50cm 程度とする。
- ◎個室用の浴槽には、浴槽の縁の 1 か所に、車椅子から移乗できる広縁を設ける。広縁の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は 45cm 以上とする。

シャワー室

- ◎障がい者の利用が多い施設ではシャワー用の車椅子を用意する。
- ◎扉等にガラスを使用する場合、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスを用いる。

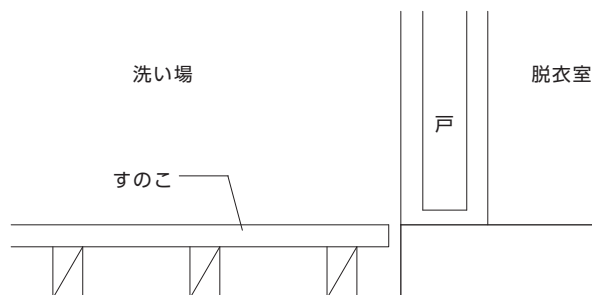
その他の注意事項

- ◎床及び壁の仕上げは、転倒や衝突をした場合を考慮し、体を傷つけない仕上げとする。
- ◎視覚障がい者が利用しやすいように、水栓の冷温水の区分や、使用方法は、点字による表示や浮き彫り文字にするとともに、音声による案内を併用する。
- ◎シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障がい者が手で触れて区別することのできるものを設ける。
- ◎利用者の利便上、更衣室には、車椅子使用者等が移乗しやすい、高さ及び構造の脱衣ベンチを設ける。
- ◎緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。

《 参 考 図 》

【図9.3】 出入口の段差解消例

■すのこによる場合



■グレーチングによる場合

